

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
訓 令	
○道外に所在する出先機関に勤務する職員の日額旅費支給規程を廃止する訓令 (人事課) 228	
告 示	
○産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の内容の概要等..... (廃棄物対策課) 228	
○平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定 (保健福祉部所管分 その9)..... (保健福祉部総務課) 228	
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正... (保健福祉部総務課) 239	
○一般競争入札の資格に関する公示..... (保護課) 259	
○一般競争入札の実施..... (保護課) 260	
○土地改良区の役員の退任の届出..... (土地改良指導課) 261	
○道営土地改良事業計画の決定..... (土地改良指導課) 261	
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課) 261	
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定..... (土地改良指導課) 262	
○土地改良事業の施行の認可..... (土地改良指導課) 262	
○家畜伝染病の発生..... (酪農畜産課) 262	
○漁船保険付保義務の同意を求めるための事前届出..... (水産経営課) 262	
○一般競争入札の実施..... (漁業管理課) 263	
○知事権限に係る保安林の指定の予定 (2件)..... (治山課) 263	
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 264	
○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課) 264	
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了..... (道路計画課) 266	
○道路の区域の変更..... (道路整備課) 266	
○道路の供用の開始..... (道路整備課) 268	
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) 268	
○特定計量器定期検査の実施..... (計量検定所) 269	
公 表	
○公印の改刻 (2件)..... (法制文書課) 270	
○争議行為の通知 (3件)..... (労政福祉課) 271	

支庁公告

○公募型プロポーザルの実施..... 272	
道企業局管理規程	
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程..... 273	
道教育庁宗谷教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告..... 273	
道教育庁網走教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告..... 275	
道教育庁十勝教育局告示	
○一般競争入札の実施..... 276	
道人事委員会規則	
○北海道人事委員会規則の左横書きの実施等に関する規則..... 278	
道警察本部告示	
○一般競争入札に係る資格に関する告示 (2件)..... 280	
○一般競争入札の実施に関する告示 (2件)..... 282	
日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示	
○まぐろ釣り漁業に係る委員会指示..... 283	
○まぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業に係る委員会指示..... 285	

公布された規則のあらまし

北海道人事委員会規則の左横書きの実施等に関する規則 (北海道人事委員会規則 1—8)

1 趣旨

近年のIT化等の進展に対応し道民に分かりやすい規則の提供等に資するよう、現に公布されている北海道人事委員会規則 (以下「既存規則」という。)の形式を左横書きとすることとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 既存規則の形式を左横書きとすることとした (第2条関係)。
- (2) 既存規則について、左横書きとすることに伴い必要となる用字及び用語の整理その他規定の整備を行うこととした (第3条関係)。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

訓 令

北海道訓令第 3 号

本 庁
出 先 機 関

道外に所在する出先機関に勤務する職員の日額旅費支給規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成15年 3月18日

北海道知事 堀 達 也

道外に所在する出先機関に勤務する職員の日額旅費支給規程を廃止する訓令
道外に所在する出先機関に勤務する職員の日額旅費支給規程（昭和28年北海道訓令第52号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成15年 4月 1日から施行する。

告 示

北海道告示第416号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成15年 3月18日

北海道知事 堀 達 也

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成15年 2月28日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）

天塩郡遠別町字本町 4 丁目 3 番地

株式会社共栄 代表取締役 小泉 幸一

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

天塩郡遠別町字啓明695 - 2 番地

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第 7 条第14号ロ
（安定型最終処分場）

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器
くず、ゴムくず

2 法第15条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道留萌支庁地域政策部環境生活課 午前 8 時45分から午後 5 時30分まで

イ 遠別町住民課 午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

(2) 縦覧の期間

平成15年 3月18日から 4月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律
（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 077 - 8585 留萌市住之江町 2 丁目 1 番 2 北海道留萌支庁地域政策部環境生活課）に平成15年 5月 2 日（金）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第417号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年 3月18日

北海道知事 堀 達 也

（保健福祉部所管分 その 9 ）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要

1 院内保育所運営事業 保健師、助産師、看護師 及び准看護師をはじめとす る医療関係従事者の子育て 支援、離職防止及び再就業 の促進を図るため、予算の 範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合 日本赤十字社 社会福祉法人 北海道厚生農業協 同組合連合会 国家公務員共済組 合 国家公務員等共済 組合連合会 健康保険組合 健康保険組合連合 会 国民健康保険組合 国民健康保険団体 連合会 医療法人 民法法人 その他知事が適当 と認める者	院内保育事業に要する経費のうち、保 育士等の職員の人件費（給料、諸手当、 法定福利費等）及び委託料（人件費に係 るものに限る。）	3分の2以内 市町村（一部事 務組合を含む。） にあつては2分 の1以内 知事が別に定め る施設にあつて は3分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町 村の場合を除 く。） 保福第22号様式 から保福第24号 様式まで 委託契約書の写 し（原本証明を したもの）及び 運営要綱等（運 営等が委託の場 合に限る。） 保育料金及び保 育時間が規定さ れた規則等の写 し（原本証明を したもの） 別に指示する様 式	共通第31号様式 保福第22号様式 から保福第24号 様式まで 委託料の精算書 （原本証明をし たもの。運営等 が委託の場合に 限る。） 保育日誌及び保 育士等勤務表の 写し（24時間保 育を実施してい る施設に限る。） 別に指示する様 式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示 する日 保健福祉 部地域医 療課	書類は、保 健所長を経由 すること（札 幌市、小樽市、 函館市及び旭 川市の場合を 除く。）。
2 看護師等養成事業 看護師等養成所の教育内 容の強化及び充実を図るた め、予算の範囲内で補助す る。	日本赤十字社 社会福祉法人 北海道厚生農業協 同組合連合会 国家公務員共済組 合 国家公務員等共済 組合連合会 健康保険組合 健康保険組合連合 会 国民健康保険組合 国民健康保険団体 連合会 学校法人及び準学 校法人	保健師助産師看護師法（昭和23年法律 第203号）に基づき指定を受けることの できる保健師、助産師、看護師及び准看 護師の学校又は養成所（ただし、教育法 第1条に規定する学校は除く。）の運営 に必要な次に掲げる経費 1 教員経費 （1）専任教員給与費 （2）専任教員人当庁費、需用費（消耗 品費及び印刷製本費に限る。）、備 品購入費、役務費（通信運搬費に限 る。）及び福利厚生費 （3）部外講師謝金 （4）委託料（上記教員経費のうち(1)か ら(3)までに該当するものとする。） 2 事務職員経費	10分の10以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第15号様式 保福第16号様式 保福第17号様式 保福第18号様式 保福第25号様式 別に指示する様 式	共通第31号様式 保福第15号様式 保福第16号様式 保福第17号様式 保福第18号様式 保福第167号様 式 別に指示する様 式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に定め る日 保健福祉 部地域医 療課	書類は、保 健所長を経由 すること（札 幌市、小樽市、 函館市及び旭 川市の場合を 除く。）。

	医療法人 民法法人 （医療法人及び民 法法人については、 学校教育法（昭和 22年法律第26号。 以下「教育法」と いう。）第82条の 2の規定による 「専修学校」又は 同法第83条の規定 による「各種学 校」の認可を受け ている者に限る。）	(1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料（(1)の専任事務職員給与費に係るものに限る。） 3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費（消耗器材に要する経費に限る。） (3) 委託料（3のうち(1)及び(2)に係るものに限る。） 4 実習施設謝金 (1) 報償費（実習施設謝金に限る。） (2) 委託料（(1)の報償費に係るものに限る。） 5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 (1) 実習体制支援経費（賃金、需用費（燃料費、消耗品費及び修繕費に限る。）、役務費（保険料及び手数料に限る。）、備品購入費（単価30万円未満の備品に限る。）並びに使用料及び賃借料） (2) 看護職員養成確保促進経費（旅費、需用費（印刷製本費及び食糧費（会議費に限る。）に係るものに限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）並びに使用料及び賃借料 (3) 委託料（5の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)及び(2)に係るものに限る。）					
3 第二種感染症指定医療機関運営事業 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく第二種感染症指定医療機関の運営に要する経費について、同法第60条の規定により補助す	第二種感染症指定医療機関の設置者	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 (1) 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等） (2) 役務費（通信運搬費、手数料等） (3) 委託料 (4) 使用料及び賃借料 (5) 材料費 (6) 備品購入費（単価50万円（民間団	10分の10以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第168号様式 保福第169号様式	共通第18号様式 共通第31号様式 保福第168号様式 保福第169号様式 保福第170号様式	提出部数 提出期限 提出先	2部 別に指示する日 保健所 （札幌市、小樽市、函館市及び旭川市に所在す

る。		体にあっては、30万円）未満の備品に限る。）		式 保福第170号様式 別に指示する様式		る第二種 感染症指定医療機関にあつては、保健福祉部保健予防課）	
4 予防接種健康被害救済措置事業 予防接種法（昭和23年法律第68号）又は結核予防法（昭和26年法律69号）に基づく予防接種に起因する健康被害者の救済を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等に必要報酬、報償費、旅費、需用費（食糧費及び印刷製本費に限る。）並びに使用料及び賃借料	4分の3以内	共通第31号様式 保福第56号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所（札幌市、旭川市、小樽市及び函館市については、保健福祉部保健予防課）	実績報告は要しない。
5 難病患者等居宅生活支援事業							
(1) 難病患者等ホームヘルプサービス事業 難病患者等の家庭等に対して、ホームヘルパーを派遣して日常生活を営むのに必要な便宜を供与し、もって難病患者等の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	難病患者等を対象とするホームヘルパーの設置及び市町村運営事務に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費に限る。）	4分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第74号様式 保福第75号様式	共通第31号様式 保福第74号様式 保福第76号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部保健予防課	書類は、保健所長を経由すること（小樽市及び函館市の場合を除く。）。
(2) 難病患者等短期入所事業 難病患者等が居宅において介護を受けることが	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	難病患者等短期入所事業に必要な経費（給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費及び委託料に限るものとし、別に定める利用者の負	4分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第77号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第77号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉	書類は、保健所長を経由すること（小樽市及び函館

	できず、一時的な保護を必要とする場合に、当該難病患者等を一時的に施設に保護し、もってこれらの難病患者等及びその家族の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。		担当相当額を除く。）				部保健予防課	市の場合を除く。）。
(3)	難病患者等日常生活用具給付事業 難病患者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	難病患者等日常生活用具給付事業に必要な経費（需用費（消耗品費に限る。）、備品購入費、扶助費並びに使用料及び賃借料に限る。）	4 分の 3 以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第78号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第78号様式	提出部数 正副 2 部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部保健予防課	書類は、保健所長を経由すること（小樽市及び函館市の場合を除く。）。
6	精神障害者短期入所事業 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者短期入所事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）	精神障害者短期入所事業の実施に必要な経費（給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費及び委託料に限るものとし、別に定める利用者の負担相当額を除く。）	4 分の 3 以内	共通第 2 号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第 2 号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所	
7	精神障害者地域生活援助事業 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者地域生活援助事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）	精神障害者地域生活援助事業に要する経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費に限る。）役務費（通信運搬費に限る。）及び委託料に限る。）	4 分の 3 以内	共通第 2 号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第 2 号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所	
8	精神障害者社会復帰施設整備事業 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者社会復帰施設の	市町村（札幌市を除く。） 社会福祉法人及び医療法人等の非営利法人（札幌市の区域内に施設を新	精神障害者社会復帰施設の整備に必要な経費のうち、次に掲げるもの (1) 施設整備費 (2) 設備整備費	4 分の 3 以内	共通第 8 号様式（設備整備の場合にあっては、共通第 6 号様式） 共通第16号様式	共通第 8 号様式（設備整備の場合にあっては、共通第 6 号様式） 共通第30号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健所	倶知安保健所にあつては小樽市の区域、渡島保健所にあつては函館市の区域、上

整備に必要な経費に対して 予算の範囲内で補助する。	設し、又は札幌市 の区域内に所在す る施設を整備する ものを除く。)			共通第18号様式 共通第20号様式	共通第31号様式		川保健所にあ っては旭川市 の区域に係る ものを含む。
9 社会復帰支援事業 精神障害者の社会復帰支 援対策の奨励及び助長を図 るため、予算の範囲内で補 助する。	市町村（札幌市を 除く。）	1 精神障害者ボランティア団体活動支 援事業 精神障害者回復者クラブ、ボランテ ィア団体及び精神障害者地域家族会が 行う精神障害者の社会復帰に資する活 動に必要な経費（報酬、報償費、賃金、 旅費、需用費、役務費、使用料及び賃 借料、委託料、負担金並びに補助及び 交付金に限る。） 2 精神障害者社会復帰施設等通所交通 費補助事業 精神障害者の社会復帰施設等に通所 するための交通費の補助に必要な経費 （負担金、補助及び交付金並びに扶助 費に限る。）	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第131号様 式 別に指示する様 式	共通第29号様式 共通第31号様式 保福第131号様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 保健所	
10 精神障害者居宅介護等事 業 精神障害等の理由により 日常生活を営むのに支障が ある在宅精神障害者等に対 し必要な介護等を行うこと により、精神障害者の福祉 の向上を図るため、予算の 範囲内で補助する。	市町村（札幌市を 除く。）	ホームヘルパーの設置、ホームヘルプ サービスチームの運営及び市町村運営事 務に必要な経費（報酬、給料、職員手当 等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用 費、役務費、委託料、備品購入費、使用 料及び賃借料並びに補助金に限る。）	4分の3以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第90号様式 保福第91号様式	共通第31号様式 保福第90号様式 保福第92号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 保健所	
11 身体障害者施設措置費補 助事業				共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第88号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第88号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁	
(1) 進行性筋萎縮症者療養 等給付事業 進行性筋萎縮症に罹患 している身体障害者に対	市町村（札幌市及 び旭川市を除く。）	国立療養所又は無料低額診療施設に進 行性筋萎縮症者を収容委託し、又は通所 委託するために必要な経費	市にあっては10 分の10以内 町村にあっては 4分の3以内				

	し、療養に併せて必要な訓練等を行い、もってその福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。			(居住地を有しない者又は居住地が明らかでない者に係るものについては、10分の10以内)				
(2) 社会事業授産施設等運営事業 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく授産施設又は社会福祉法（平成12年法律第45号）に基づく授産施設を利用している身体障害者の勤労意欲の助長及び自立更生の促進並びに当該施設の運営の強化を図るため、予算の範囲内で補助する。	町村	社会事業授産施設等を運営し、又は社会福祉法人等の設置する社会事業授産施設等に身体障害者を利用委託するために必要な経費（報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費及び手数料に限る。）、使用料及び賃借料並びに備品購入費に限る。）	4分の3以内					
(3) 更生訓練費等給付事業 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者更生援護施設に入所している者に対し、更生訓練費を支給し、及び当該施設における訓練を終了し、就職等の理由により自立する者に対し、就職支度金を支給することにより、これらの者の社会復帰を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	更生訓練費及び就職支度金の支給に必要な経費	市にあっては10分の10以内 町村にあっては4分の3以内 (居住地を有しない者又は居住地が明らかでない者に係るものについては、10分の10以内)					
12 介護サービス適正実施指導事業 契約制度を前提にした介護サービス利用者の一層の保護を図るとともに、介護	市町村（札幌市及び旭川市を除く。） 一部事務組合 広域連合	介護サービス適正実施指導事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、負担金、備品購入費並びに使用料及び賃借料	4分の3以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第181号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第181号様式 別に指示する様	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁		

サービス事業者の振興を図るため、介護サービス事業者に関する情報整備や契約の適正化及びサービスの質の向上に資することを目的として、予算の範囲内で補助する。				別に指示する様式	式			
13 ケアマネジメントリーダー活動支援事業 介護保険制度の運営の要である介護支援専門員の資質向上を図るため、介護支援専門員の指導者となるケアマネジメントリーダーの活動を支援する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合 広域連合	ケアマネジメントリーダー活動支援事業に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに補助金に限る。）	4分の3以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	正副2部 別に指示する日 保健福祉部介護保険課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。
14 市町村障害者社会参加促進事業				共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第123号様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 保福第123号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 支庁	
(1) 基本事業 障害者にとって最も身近な市町村において、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害者の需要に応じた事業を実施することにより、障害者の自立と社会参加を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）	市町村障害者社会参加促進事業の実施に必要な報酬、給料、諸手当、社会保険料事業主負担金、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費及び手数料に限る。）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金等	3分の2以内					
(2) 特別事業 聴覚障害者等の申し出により登録された手話通	市町村（札幌市を除く。）	市町村障害者社会参加促進事業の実施に必要な報酬、給料、諸手当、社会保険料事業主負担金、賃金、報償費、旅費、	3分の2以内					

	訳者を派遣し、手話を用いて、コミュニケーションの円滑化を支援することにより、聴覚障害者の社会参加を促進するため、予算の範囲内で補助する。		需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費及び手数料に限る。）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金等					
(3)	リフト付福祉バス運行事業 身体障害者の移動支援としてリフト付福祉バスを運行することにより、身体障害者の社会参加を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）	リフト付福祉バス運行事業の実施に必要な給料、諸手当、社会保険料事業主負担金、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費及び手数料に限る。）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、リフトバス設置費及び改造費、負担金、補助及び交付金等	3分の2以内				
15	市町村障害者生活支援事業 在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	市町村障害者生活支援事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費及び手数料に限る。）、扶助費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	4分の3以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 提出先 支庁	
16	「障害者の明るいくらし」促進事業（身体障害者用自動車改造費補助事業） 重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、その自動車を改造することにより、重度の身体障害者の社会参加を促進するため、予算の範囲内で補	市町村（札幌市及び市町村障害者社会参加促進事業を実施する市町村を除く。）	身体障害者用の自動車を改造するために必要な経費を補助する場合における当該補助に必要な経費	3分の2以内	共通第15号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第126号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第126号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 提出先 支庁	

	助する。							
17	重度身体障害者ケア付住宅運営事業 重度身体障害者ケア付住宅に入居している重度身体障害者の福祉の向上と社会的自立を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	重度身体障害者ケア付住宅運営事業の実施に必要な経費であって、次に掲げるもの (1) 介助員及び当直員に必要な経費 (2) コーディネーターに必要な経費及びケアステーションの維持に必要な経費	2 分の 1 以内 (札幌市以外の市町村に係る介助員及び当直員に要する経費については、4 分の 3 以内)	共通第 2 号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第 2 号様式 共通第30号様式 共通第31号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
18	障害者デイサービス事業							
(1)	身体障害者デイサービス事業 在宅の身体障害者が通所して創作的活動等を行うことにより、その自立の促進と福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	身体障害者デイサービス事業の実施に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。））、印刷製本費、光熱水費及び修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費及び手数料に限る。）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費及びリフトバスの設置に必要な経費に限るものとし、別に定める利用者の実費負担相当額を除く。）	4 分の 1 以内	共通第 2 号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第 124 号様式	共通第 2 号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 保福第 125 号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(2)	在宅知的障害者デイサービス事業 地域において就労が困難な在宅の知的障害者が通所して文化的活動等を行うことにより、その自立を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	知的障害者デイサービス事業の実施に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。））、印刷製本費、光熱水費及び修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費及び手数料に限る。）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費に限るものとし、別に定める利用者の実費負担相当額を除く。）	4 分の 3 以内	共通第 2 号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第 132 号様式	共通第 2 号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 保福第 133 号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
19	民間児童厚生施設等活動推進事業 児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための活動推進事業に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。） 社会福祉法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（札幌	(1) 民間児童厚生施設活動推進事業及び民間児童館地域活動推進事業に要する経費（賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費又は委託料（市町村が社会福祉法人等に委託した場合に限る。以下同じ。））	3 分の 2 以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。)	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第 155 号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

	市の区域外に施設を設置しているものに限る。以下「社会福祉法人等」という。）	(2) 児童福祉施設併設型民間児童館事業に要する経費（給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費又は委託料若しくは負担金、補助及び交付金（市町村が社会福祉法人等に助成した場合に限る。））		保福第155号様式			
20 地域組織活動育成事業 母親等の積極的な参加による地域組織活動を促進し、家庭児童の健全な育成を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	地域組織の活動を育成助長するための負担金、補助及び交付金	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第153号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第154号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
21 放課後児童対策事業 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成・指導を行う児童クラブの活動の促進するとともに、放課後児童クラブ等に従事する職員の健康診断を実施することにより、児童の衛生・安全を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	1 放課後児童健全育成事業に要する経費（飲食物費を除く。） 2 放課後児童等の衛生・安全対策事業に要する経費	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第156号様式 保福第189号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第156号様式 保福第189号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
22 子育て支援短期利用事業 保護者の社会的事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設等において一時的に養育することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）	市町村が行う子育て支援短期利用事業に要する経費	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第159号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第159号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
23 母子家庭、寡婦及び父子家庭奉仕員派遣事業 母子家庭、寡婦及び父子	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	母子家庭、寡婦及び父子家庭奉仕員派遣事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費に限る。）、役務	4分の3以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第190号様式	共通第31号様式 保福第192号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日	書類は、支庁長を経由すること。

家庭が一時的に介護、保育等のサービスが必要な場合に、奉仕員を派遣し、必要な介護、保育等を行わせ、もって、母子家庭等の福祉の増進に資することを目的とし、予算の範囲内で補助する。		費（通信運搬費に限る。）及び委託料		式 保福第191号様式	保福第193号様式	提出先 保健福祉部児童家庭課	
---	--	-------------------	--	----------------	-----------	-------------------	--

北海道告示第418号

平成10年北海道告示第500号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達也

保福第15号様式の末尾欄外の注1の事項中「看護婦等」を「看護師等」に改め、同様式の末尾欄外の注2の事項中「保健婦」を「保健師」に、「助産婦」を「助産師」に、「看護婦」を「看護師」に、「准看護婦」を「准看護師」に改める。

保福第16号様式中「「計（12～13）」」を「「計（12～14）」」に改め、同様式の末尾欄外の注1及び注3の事項中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

保福第17号様式の末尾欄外の注1の事項及び保福第18号様式の末尾欄外の注1の事項中「看護婦」を「看護師等」に改める。

保福第22号様式及び保福第23号様式を次のように改める。

保福第22号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

事業計画（実績）書

1 保育施設及び開設者の名称等

種別	保育施設			開設者等			運営等が委託の場合	
	施設名	開設年月日	所在地	設置主体	開設医療施設の名称	所在地	委託団体等名称	代表者名
型								

2 保育人員及び保育時間

種別	保育人員			保育時間	
	計	0歳児	3歳未満	3歳以上	保育施設開設所時間帯 開所時間

型	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	時分～時分 時分～時分	時間 時間	分 分
---	----------	----------	----------	----------	----------------	----------	--------

3 職員の状況

種別	保育士		その他職員		計		
	専任	その他	専任	その他	専任	その他	計
型	人	人	人	人	人	人	人

4 建物の状況

種別	構造の別	建物階数	建築面積	延べ面積	備考
型	木造、ブロック、鉄筋別	階	m ²	m ²	

5 病児等保育の状況

種別	安静室の構造			保育 定員数	職員（看護職員）数
	構造の別	延べ面積	1人当たりの面積		
型	木造、ブロック、鉄筋別	m ²	m ²	人	人

注1 この様式は、院内保育所運営事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

2 「種別」欄には、A型、B型、B型特例及び小規模施設の区分を記載すること。

3 2の「保育人員」欄の（ ）には、看護職員の児童数を再掲すること。

4 3の「保育士」欄には、保育士の有資格者を、「その他の職員」欄には、保育士の無資格者で直接保育業務に携わっている者を記載すること。

5 5は、該当する場合のみ記載すること。

申請額算出内訳
(精算書)

[illegible]

注1 この様式は、院内保育所運営事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

2 「種別」欄には、A型、B型、B型特例及び小規模施設の区分を記載すること。

3 基本額の算出に当たっては、次の算式により行うこと。

$$((\text{人員} \times \text{単価} \times \text{運営月数}) - \text{保育料収入相当額}) \times \text{調整率}$$

4 「D」欄には、B欄の金額とC欄の金額とを比較し、いずれか少ない額を記載すること。

5 この様式を精算書として使用する場合は、「対象経費の支出予定額」を「対象経費の実支出額」と、「補助所要額」を「補助額」と読み替えて使用すること。

6 市町村立施設の場合は、「E」欄中「 $(D \times 2/3)$ 」を「 $(D \times 1/2)$ 」と、小規模等施設の場合は、「E」欄中「 $(D \times 2/3)$ 」を「 $(D \times 1/3)$ 」と読み替えて使用すること。

保福第25号様式を次のように改める。

保福第25号様式（第3条第2項、第5条第1項、14条）

補助金等交付申請額算出調書

養成所名

[illegible]

合 計																		

- 注 1 この様式は、看護師等養成事業に要する経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。
- 2 「基準額」の「人員」欄は、4月15日現在の在籍人員を記入すること。ただし、その人員が総定員を上回っている場合は、総定員数を記載すること。
- 3 E欄には、保福第16号様式による対象経費の支出（予定）額の合計額を記載すること。
- 4 F欄には、D欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額を記載すること。
- 5 G欄には、C欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の額を記載すること。

保福第90号様式から保福第92号様式までを次のように改める。

保福第90号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

平成 年度 障害者ホームヘルプサービス事業計画（実績）書

精神障害者居宅介護等事業

市町村名 _____

1 対象経費支出（予定）額内訳

身体障害者分	障害児・知的障害者分	精神障害者分	合 計
円	円	円	円

- 2 ホームヘルプサービス事業費用負担基準による徴収（予定）額
- (1) 一般分
- ア 身体障害者分

階層 区分	要 派 遣 対象者数 A	被派遣対象者 数（利用者実 人員） B	年間総延べ 利 用 回 数 C	派遣延べ 時 間 数 D	利用者負担額 (1時間当たり) E	徴 収 額 (D×E) F	備 考
A	人	人	回	時間	円	円	
B							
C							
D							
E							
F							
G	()	()	()	()	()	()	
合計							

（注）1 ホームヘルプサービス事業費用負担基準は、「ホームヘルプサービス事業運営要綱」別表1によるものとする。

2 G欄の上位（ ）には、平成12年6月までの分を再掲すること。

3 「合計」のA欄及びB欄は、年間の実人員を記載すること。

イ 障害児・知的障害者分

階層 区分	要 派 遣 対象者数 A	被派遣対象者 数（利用者実 人員） B	年間総延べ 利用回数 C	派遣延べ 時間数 D	利用者負担額 （1時間当たり） E	徴 収 額 （D×E） F	備 考
A	人	人	回	時間	円	円	
B							
C							
D							
E							
F							
G	()	()	()	()	()	()	
合計							

（注）1 ホームヘルプサービス事業費用負担基準は、「ホームヘルプサービス事業運営要綱」別表1によるものとする。

2 G欄の上位（ ）には、平成12年6月までの分を再掲すること。

3 「合計」のA欄及びB欄は、年間の実人員を記載すること。

ウ 精神障害者分

階層 区分	要 派 遣 対象者数 A	被派遣対象者 数（利用者実 人員） B	年間総延べ 利用回数 C	派遣延べ 時間数 D	利用者負担額 （1時間当たり） E	徴 収 額 （D×E） F	備 考
A	人	人	回	時間	円	円	
B							
C							
D							
E							
F							
G							
合計							

（注）1 ホームヘルプサービス事業費用負担基準は、「精神障害者居宅介護等事業運営要綱」別

表によるものとする。

2 「合計」のA欄及びB欄は、年間の実人員を記載すること。

(2) 24時間対応ヘルパー（巡回型）事業（深夜帯）分

ア 身体障害者分

階層 区分	要 派 遣 対象者数 A	被派遣対象者 数（利用者実 人員） B	派遣延べ 時間数 C	利用者負担額 （1時間当たり） D	徴 収 額 （C×D） E	備 考
A	人	人	時間	円	円	
B						
C						
D						
E						
F						
G						
合計						

（注）1 24時間対応ヘルパー（巡回型）事業（深夜帯）分の費用負担基準は、「ホームヘルプサービス事業運営要綱」別表2によるものとする。

2 「合計」のA欄及びB欄は、年間の実人員を記載すること。

イ 障害児・知的障害者分

階層 区分	要 派 遣 対象者数 A	被派遣対象者 数（利用者実 人員） B	派遣延べ 時間数 C	利用者負担額 （1時間当たり） D	徴 収 額 （C×D） E	備 考
A	人	人	時間	円	円	
B						
C						
D						
E						
F						
G						
合計						

（注）1 24時間対応ヘルパー（巡回型）事業（深夜帯）分の費用負担基準は、「ホームヘルプサービス事業運営要綱」別表2によるものとする。

2 「合計」のA欄及びB欄は、年間の実人員を記載すること。

ウ 精神障害者分

階層 区分	要 派 遣 対象者数 A	被派遣対象者 数（利用者実 人員） B	派 遣 延 べ 時 間 数 C	利 用 者 負 担 額 （1時間当たり） D	徴 収 額 （C×D） E	備 考
A	人	人	時間	円	円	
B						
C						
D						
E						
F						
G						
合計						

（注）1 24時間対応ヘルパー（巡回型）事業（深夜帯）分の費用負担基準は、「精神障害者居宅介護等事業運営要綱」別表によるものとする。

2 「合計」のA欄及びB欄は、年間の実人員を記載すること。

3 ホームヘルパー設置（計画）人員

（1）派遣対象者別ホームヘルパー設置人員

区 分		身 体 障 害 者 分		障 害 児 ・ 知的障害者分	精神障害者分	計
		うちガイドヘルパー				
常勤職員	月額で支払うヘルパー	人	()人	人	人	人
非 常 勤 職 員	月額で支払うヘルパー		()			
	日額で支払うヘルパー		()			
	時間給で支払うヘルパー		()			
	計		()			
合 計			()			

（注）1 本表の作成に当たっては、実人員を記載すること。

2 ガイドヘルパーは、それぞれの実人員を再掲すること。

（2）勤務形態別ホームヘルパー設置人員

区 分	直 営	社 協	特 養	そ の 他	合 計
常勤職員	月額で支払うヘルパー	人	人	人	人
	月額で支払うヘルパー				

非 常 勤 職 員	日額で支払うヘルパー				
	時間給で支払うヘルパー				
	計				
合 計					

（注）本表の作成に当たっては、実人員を記載すること。

（3）専任ホームヘルパー設置人員

区 分	身 体 障 害 者 分 ア	障 害 児 ・ 知的障害者分 イ	精 神 障 害 者 分 ウ	合 計 ア+イ+ウ
ヘルパー数	人	人	人	人

（4）兼任ホームヘルパー設置人員

区 分	身 体 障 害 者 分 ヘルパー 数	派 遣 延 べ 時 間 数	障 害 児 ・ 知的障害者分 ヘルパー 数	派 遣 延 べ 時 間 数	精 神 障 害 者 分 ヘルパー 数	派 遣 延 べ 時 間 数	合 計 ヘルパー 数	派 遣 延 べ 時 間 数
常 勤	人	時間	人	時間	人	時間	人	時間
非 常 勤	人	時間	人	時間	人	時間	人	時間
合 計	人	時間	人	時間	人	時間	人	時間

（注）本表の作成に当たっては、介護保険制度による訪問介護員等と兼任しているヘルパーのうち、身体障害者分及び障害児・知的障害者分又は精神障害者分に係る派遣延べ時間数を記載すること。

4 市町村運営事務費対象経費支出額内訳

ホームヘルプ サービスの調 査決定に必要 な経費	募集等説明 会資料作成 に必要な経 費	費用徴収事 務に必要な 経費	初任者業務 必携作成に 必要な経費	ホームヘルパ ー養成研修参 加費用（教材 費等の実費）	ガイドヘルパー 養成研修会参加 費用（教材費等 の実費）	計
円	円	円	円	円	円	円

注1 この様式は、ホームヘルプサービス事業又は精神障害者居宅介護等事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

2 「4市町村運営事務費対象経費支出額内訳」の算出内訳については、事業計画書等必要な参考資料を添付すること。

保福第91号様式（第3条、第5条第1項）

障害者ホームヘルプサービス事業費
精神障害者居宅介護等事業費

市町村名

1 総括表

(単位：円)

補助事業 に要する 経費	補助事業に 関して生ず る寄附金そ 他の収入	差 引 所 要 額 (A - B) C	補助対象 経 費 D	補助基準 により算 出した額 E	費用負担 基準によ る徴収額 F	補 助 基本額 G	補 助 率 H	補 助 金 交付申請額 (G × H)I	備考
A	B	C	D	E	F	G	H	I	

- (注) 1 E欄には、「2 補助基準額内訳表」の④欄の額を記載すること。
2 F欄には、ホームヘルプサービス事業運営要綱別表1及び2又は精神障害者居宅介護等事業運営要綱の別表のホームヘルプサービス事業費用負担基準による徴収金の額を記載すること。
3 G欄は、C欄、D欄及びE欄の額を比較して最も少ない額からF欄の額を差し引いた額を記載すること。

2 補助基準額内訳表

区 分			件 数 A	基 準 単 価 B	基 準 額 (A × B)C
手	身体障害者世帯への派遣分	滞 在 型	身体介護中心業務	単位	
			(通常勤務時間外は別掲)	単位	
			家事援助中心業務	単位	
			(通常勤務時間外は別掲)	単位	
	巡回型		移動時間	単位	
		昼 間 帯	回		
		早 朝 ・ 夜 間 帯	回		
		深 夜 帯	回		

当 等	障害児・知的障害者世帯への派遣分	滞 在 型	身 体 介 護 中 心 業 務	単位			
			(通常勤務時間外は別掲)	単位			
		移 動 時 間	単位				
			昼 間 帯	回			
		巡 回 型	早 朝 ・ 夜 間 帯	回			
			深 夜 帯	回			
		精神障害者世帯への派遣分	滞 在 型	身 体 介 護 中 心 業 務	単位		
				(通常勤務時間外は別掲)	単位		
	移 動 時 間		単位				
			昼 間 帯	回			
	巡 回 型		早 朝 ・ 夜 間 帯	回			
			深 夜 帯	回			
	小 計 ①						
	市 町 村 運 営 事 務 費 ②						
	24時間ヘルパー(巡回型)事業費加算③						
	合 計 (①+②+③) ④						

(注) 本表は、「1 総括表」のE欄の内訳であり、基準単価欄にはホームヘルプサービス事業費補助金交付要綱別表又は精神障害者居宅介護等事業費補助金交付要綱別表に規定する基準単価を記載すること。

注 この様式は、ホームヘルプサービス事業又は精神障害者居宅介護等事業に要する経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。

保福第92号様式（第14条）

障害者ホームヘルプサービス事業費
精神障害者居宅介護等事業費

補助金精算額算出調書

1 総 括 表

(単位：円)

区 分	計						実 績						補 助 率	補 助 金 の 交 付 の 状 況		補助金 精算額 (N×O) R	補助金 領収済 額 S	補助金 領収未 済額 (R-S) T	補 助 事 業 に 係 る 経 費 の 債 務 確 定 額			不用額 (Q-R) X
	補助事業に要する経費 A	補助事業に關して生ずる寄附金その他の収入 B	差 引 所要額 (A-B) C	補助対 象経費 D	補助基 準により算出した額 E	費用負担基準による徴収額 F	補 助 基本額 G	補助事業に要する経費 H	補助事業に關して生ずる寄附金その他の収入 I	差 引 所要額 (H-I) J	補助対 象経費 K	補助基 準により算出した額 L	費用負担基準による徴収額 M	補 助 基本額 N	年 月 日 番 号 P	金 額 Q			支 払 済 額 U	支 払 未済額 V	計 W	
計																						

(注) 1 L欄には、「2補助基準額内訳表」の④欄の実績の額を記載すること。

2 M欄には、障害者ホームヘルプサービス事業運営要綱別表1及び2のホームヘルプサービス事業費用負担基準又は精神障害者居宅介護等事業運営要綱の別表の費用負担基準による徴収金額をそれぞれ記載すること。

3 N欄には、J欄、K欄及びL欄の額を比較して最も少ない額からM欄の額を差し引いた額を記載すること。

2 補助基準額内訳表

区 分				基 準 単 価 A	計		画		実 績	
					件	数	基 準 額 (A×B) C	件	数	基 準 額 (A×D) E
手	身体障害者世帯への派遣分	滞 在 型	身 体 介 護 中 心 業 務			単位			単位	
			(通常勤務時間外は別掲)			単位			単位	
		移 動 時 間	家 事 援 助 中 心 業 務			単位			単位	
			(通常勤務時間外は別掲)			単位			単位	
		巡 回 型	移 動 時 間			単位			単位	
			昼 間 帯			回			回	
			早 朝 ・ 夜 間 帯			回			回	
			深 夜 帯			回			回	

当 等	障害児・知的障害者世帯への派遣分	滞 在 型	身 体 介 護 中 心 業 務		単位		単位	
			(通常勤務時間外は別掲)		単位		単位	
		移 動 時 間	家 事 援 助 中 心 業 務		単位		単位	
			(通常勤務時間外は別掲)		単位		単位	
		巡 回 型	移 動 時 間		単位		単位	
			昼 間 帯		回		回	
			早 朝 ・ 夜 間 帯		回		回	
			深 夜 帯		回		回	
	精神障害者世帯への派遣分	滞 在 型	身 体 介 護 中 心 業 務		単位		単位	
			(通常勤務時間外は別掲)		単位		単位	
		移 動 時 間	家 事 援 助 中 心 業 務		単位		単位	
			(通常勤務時間外は別掲)		単位		単位	
		巡 回 型	移 動 時 間		単位		単位	
			昼 間 帯		回		回	
			早 朝 ・ 夜 間 帯		回		回	
			深 夜 帯		回		回	
小								

（注）本表は、「1総括表」のE欄及びL欄の内訳であり、基準単価欄にはホームヘルプサービス事業費補助金交付要綱別表又は精神障害者居宅介護等事業費補助金交付要綱別表に規定する基準単価を記載すること。

注1 この様式は、ホームヘルプサービス事業又は精神障害者居宅介護等事業に要した経費に係る補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

2 「計画」欄には、申請の際の数値（変更承認があったときは、変更後の数値）を記載すること。

保福第156号様式を次のように改める。

保福第156号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

平成 年度放課後児童健全育成事業実施計画（実績）書

[illegible]

2 夜間養護等事業

実施施設	(施設種別) 施設名	利用実人員					利用延べ日数					事業 単価 ア	利用者負担額イ					市町村負担単価(ア-イ)					所要額計				
		生活 保護 世帯	非課税 母子 世帯等	世帯 その他の 世帯	その他 世帯	計	生活 保護 世帯	非課税 母子 世帯等	世帯 その他の 世帯	その他 世帯	計		生活 保護 世帯	非課税 母子 世帯等	世帯 その他の 世帯	その他 世帯	生活 保護 世帯	非課税 母子 世帯等	世帯 その他の 世帯	その他 世帯	生活 保護 世帯	非課税 母子 世帯等	世帯 その他の 世帯	その他 世帯	(I + J + K + L)	M	
	(乳・養・母・他・里)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(乳・養・母・他・里)																										
	(乳・養・母・他・里)																										
	(乳・養・母・他・里)																										
	(乳・養・母・他・里)																										
	(乳・養・母・他・里)																										
	合 計																										

注1 この様式は子育て支援短期利用事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告する場合に使用すること。

2 「実施施設」の「施設種別」は、該当するものに。印を付すこと。「乳」は乳児院、「養」は児童養護施設、「母」は母子生活支援施設、「他」はその他の児童福祉施設、「里」は里親を表す。

3 「利用実人員」欄には、実施施設及び年齢区分（「2夜間養護事業」の項においては実施施設別）別に、利用した者の実人員を記載すること。1人の者が数回にわたり利用した場合においては1人として算定すること。

4 この様式中「非課税世帯」とは市町村民税非課税世帯、「母子世帯等」とは母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯をいう。

保福第167号様式の末尾欄外の注1の事項中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

保福第181号様式を次のように改める。

2 延べ派遣回数欄中の () には、利用者又はその家族宅への訪問回数を記載すること。

(2) ケアプラン指導研修事業

市 町 村 名					
事 業 の 名 称					
運 営 主 体					
実 施 期 間 年 月 日～ 年 月 日					
ケ ア プ ラ ン 指 導 研 修 チ ー ム の 設 置 状 況	職	種	員	数 所 属 等	
				人	
				人	
				人	
事業計画（実績）	指 導 事 業 所 数	居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		(箇所) 箇所	
		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		(箇所) 箇所	
		介 護 保 険 施 設		(箇所) 箇所	
	実 地 調 査 回 数		回		
	ケアプラン作成事例検討会				
	検討会開催回数				回
		延べ参加事業所数（団体含む。）			箇所
延べ参加人数			人		
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳	
		円	円		
合 計					

(注) 1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。
2 指導事業所数欄中の () には、対象とする事業所数を記載すること。

(3) サービス適正契約普及事業

市 町 村 名				
事 業 の 名 称				
運 営 主 体				
実 施 期 間 年 月 日～ 年 月 日				
適正契約相談窓口 の 設 置 状 況	設置場所		設置年月日	年 月 日
	相 職	種 員	数 所 属 等	
	談		人	
	対		人	
事業計画（実績）	相 談 事 業 所 数	居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		(箇所) 箇所
		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		(箇所) 箇所
		介 護 保 険 施 設		(箇所) 箇所
	相 談 者 (利 用 者 等) の 数		人	
	モ デ ル 契 約 書 印 刷 部 数		部	
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳
		円	円	
合 計				

(注) 1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。
2 相談事業所数欄中の () には、対象とする事業所数を記載すること。

(4) サービス事業者振興事業

市 町 村 名					
事 業 の 名 称					
運 営 主 体					
実 施 期 間		年 月 日～		年 月 日	
事業計画（実績）	連絡会議の開催	主な開催場所			
		開 催 回 数	回		
		延 べ 出 席 事 業 所 数	居宅サービス事業所	(箇所)	箇所
			居宅介護支援事業所	(箇所)	箇所
			介護保険施設	(箇所)	箇所
	利用者実態調査	調査対象者数	在 宅 系 利 用 者	人	
			施 設 系 利 用 者	人	
			そ の 他	人	
		調 査 方 法			
		事 業 者 ガイドブック の 作 成	作 成 部 数	部	
	掲載事業所数	在 宅 系	箇所		
		居宅介護支援事業所	箇所		
		施 設 系	箇所		
その他の取組の 目的と事業内容					
支出（予定）額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳	
		円	円		
合 計					

- (注) 1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。
 2 延べ出席事業所数欄中の () には、対象とする事業所数を記載すること。

(5) 地域サービスマップ作成事業

市 町 村 名					
サービスマップの名称					
実 施 主 体					
作 成 期 間		年 月 日～		年 月 日	
事業計画（実績）	地域サービスマップの仕様	サイズ等仕様			
		掲載事業所数	居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	箇所	
			居 宅 介 護 支 援 事 業 所	箇所	
			介 護 保 険 施 設	箇所	
			介護予防・生活支援事業所	箇所	
			その他 ()	箇所	
			その他 ()	箇所	
	作 成 部 数	部			
	配布内訳	事 業 者 関 係	部	ケ ア マ ネ ジ ャ ー	部
		地 域 の 高 齢 者 等	部	関 係 団 体 等	部
そ の 他		部	予 備	部	
	配布方法				
支出（予定）額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算 内 訳	
		円	円		
合 計					

- (注) 1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。
 2 掲載事業所数欄中のその他 () には、実施要綱には定められていないが、必要に応じて掲載する業種、施設等の名称を記載すること。

(6) 福祉用具購入・住宅改修事業者研修事業

市 町 村 名									
研 修 会 の 名 称									
運 営 主 体									
委 託 先									
実 施 場 所									
実 施 期 間 年 月 日～ 年 月 日									
事業計画（実績）	研修会開催回数		回		延べ研修参加者数		人		
	延 べ 研 修 参 加 事 業 所 数	福祉用具販売事業所		(箇所)		箇所			
		住宅改修事業所		(箇所)		箇所			
		居宅介護支援事業所		(箇所)		箇所			
		その他 ()		(箇所)		箇所			
	延 べ 研 修 参 加 職 員 等 数	在宅介護支援センター職員				人			
		作業療法士				人			
		理学療法士				人			
	講 師	職 種		員 数		所 属			
				人					
				人					
				人					
区 分	研 修 内 容 (カリキュラム)								
	パンフレット作成の有無		有 ・ 無		作 成 部 数		部		
	総事業費支出(予定)額		左のうち補助対象経費		積 算		内 訳		
支 出 (予 定) 額	円		円						
	合 計								

- (注) 1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。
2 研修参加事業所数欄中の () には、対象とする事業所数を記載すること。
3 研修カリキュラムを添付すること。

(7) 痴呆性老人グループホーム適正実施指導事業

市 町 村 名									
運 営 主 体									
事務局設置場所									
実 施 期 間 年 月 日～ 年 月 日									
訪問員の状況	職 種 (身 分 等)		資 格 等		所 属				
事業計画（実績）	対 象 施 設 数		箇所						
	訪問事業所内訳	事 業 所 名			訪 問 回 数				
					回				
					回				
					回				
					回				
		合 計			回				
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額		左のうち補助対象経費		積 算 内 訳			
		円		円					
合 計									

- (注) 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。

(8) 離島等サービス確保対策事業

市 町 村 名						
事 業 の 名 称						
運 営 主 体						
実 施 期 間		年 月 日～ 年 月 日				
事業 計 画 (実績)	地域住民の ニーズ調査	調査対象者数	在宅系利用者	人		
			施設系利用者	人		
			そ の 他	人		
		調 査 方 法				
	連 絡 会 議 の 開 催	開 催 回 数	回			
			延 べ 出 席 事 業 所 数	居宅サービス事業所	(箇所)	箇所
				居宅介護支援事業所	(箇所)	箇所
				介護保険施設	(箇所)	箇所
	画 住 民 と の 意 見 交 換 会	開 催 回 数	回			
		参加住民数	人			
既 存 施 設 修 繕 による事業所 の立上げ支援 事業者誘致の ための説明会	既 存 施 設 名					
	修 繕 内 容					
	参入予定事業所の名称					
	誘致するサービスの種類					
	説明会参加事業所数	箇所				
その他の取組 の 目 的 と 事 業 内 容						
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算	内 訳	
		円	円			
合 計						

(注) 1 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。

2 延べ出席事業所欄中の()の欄には、対象とする事業所数を記載すること。

(9) 福祉用具・住宅改修地域利用促進事業

市 町 村 名					
事 業 の 名 称					
運 営 主 体					
実 施 期 間		年 月 日～ 年 月 日			
事業 計 画 (実績)	専門家の登録 相談援助	登 録 専 門 家	作業療法士	人	
			理学療法士	人	
			建 築 家	人	
			相談援助回数	回	
	福祉用具の 紹介・取次 フィッティング 会場の提供等	参 加 事業者数等	福祉用具事業者	人	
			建 築 家	人	
			参 加 住 民 数	人	
			自助具工場の 設 置	事業者数	人
	福祉用具製造 事業者等への 利用情報等の 還 元	設置工房数	箇所		
			福祉用具に関する苦情	件	
改 善 要 望			件		
試用会の開催回数			回		
試用会の参加事業者数			箇所		
試用会の参加住民数	人				
その他の取組 の 目 的 と 事 業 内 容					
支 出 (予 定) 額	区 分	総事業費支出(予定)額	左のうち補助対象経費	積 算	内 訳
		円	円		
合 計					

(注) 事業を委託して実施した場合にあっては、委託料の支払の対象経費となる委託先におけるそれぞれの支出額を記入すること。

保福第188号様式の次に次の5様式を加える。

保福第189号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）
平成 年度放課後児童等の衛生・安全対策事業実施計画（実績）書

1 放課後児童クラブ分

市 町 村 名	放 課 後 児 童 ク ラ ブ 名	公設民営・民設 民 営 の 区 分	受診対象職員数 人	対 象 経 費			基 準 額 円	備 考
				支出予定額 ① 円	寄附金その 他の収入額 ② 円	差引額 (① - ②) = ③ 円		
合 計								

2 認可外保育施設分

市 町 村 名	認 可 外 保 育 施 設 名	区 分	受診対象職員数 人	対 象 経 費			基 準 額 円	備 考
				支出予定額 ① 円	寄附金その 他の収入額 ② 円	差引額 (① - ②) = ③ 円		

合 計								

注1 この様式は、放課後児童等の衛生・安全対策事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

2 健康診断は領収書によりその受診の有無を確認すること。

3 「2認可外保育施設分」の「区分」欄には、次の区分により記号を記入すること。

ア 事業所内保育施設

イ ベビーホテル

ウ その他認可外保育施設

保福第190号様式（第3条第2項、第5条第1項）

補 助 金 交 付 申 請 額 算 出 調 書

市 町 村 名	対象経費の 支出予定額	補助事業に 関して生ず る寄附金そ の他の収入 額	差 引 額 (A - B)	補助基準に より算出し た額	選 定 額 (CとDを比較し て少ない方の額)	費用負担基 準による徴 収予定額額	補助基本額 (E - F)	補 助 率	補助金交付 申請額 (G × H)	備 考
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	
()	円	円	円	円	円	円	円	3 / 4 以 内	円	

注1 この様式は、母子家庭、寡婦及び父子家庭奉仕員派遣事業費補助金を申請する場合に使用すること。

2 「市町村名」欄の括弧内には、事業を委託した場合の委託団体名を記入すること。

3 I 欄に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

保福第191号様式（第3条第2項、第5条第1項）

母子家庭、寡婦及び父子家庭奉仕員派遣事業実施計画調書

市町村名

区 分		奉 仕 員 派 遣 家 庭 件 数	奉 仕 員 派 遣 延 回 数	対 象 経 費 の 支 出 予 定 額	
社会的事由を理由とする世帯	一日分			奉仕員派遣手当支出(予定)額	
	半日分			円	
自立促進に必要な事由を理由とする世帯	一日分			奉仕員派遣諸費支出(予定)額	
	半日分			円	
生活環境が激変し日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている世帯	一日分			奉仕員派遣旅費支出(予定)額	
	半日分			D 円	
合 計	一日分		A	支出定額合計	
	半日分		B	円	
補 助 基 準 額		奉仕員派遣手当	1 日分(E)	A × 6,120円 =	円 半日分(F) B × 3,060円 = 円
奉仕員派遣諸費(G)		C × 210円 =	円	奉仕員派遣旅費(H)	D の金額 基準額計 (E + F + G + H) 円

注 この様式は、母子家庭、寡婦及び父子家庭奉仕員派遣事業に要する経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。

保福第192号様式（第14条）

補 助 金 精 算 書

市町村名	計 画							実 施							補助金の交付の決定		補助金 精算額	補助金 領収済額	補助金 等精算額 に対する領 収未済額	補助事業に係る経費の 債務確定額			不用額 (Q - R)	備 考
	対象経費の支出予定額 A	補助事業に 関して生ずる 寄附金その他の 収入額 B	差引額 (A - B) C	補助基準により 算出した額 D	選定額 (CとDを比較して 少ない方の額) E	費用負担基準 による徴収予定 額 F	補助基本額 (E - F) G	対象経費の支出 予定額 H	補助事業に 関して生ずる寄 附金その他の収 入額 I	差引額 (H - I) J	補助基準により 算出した額 K	選定額 (CとDを比較して 少ない方の額) L	費用負担基準 による徴収予 定額 M	補助基本額 (L - M) N	補助率 O	年月日 番 号 P				金 額 Q	R	S		

()	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	3 / 4 以内			円	円	円	円	円	円	円	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---

注1 この様式は、母子家庭、寡婦及び父子家庭奉仕員派遣事業費補助金の実績報告をする場合に使用すること。

2 「市町村名」欄の括弧内には、事業を委託した場合の委託団体名を記入すること。

3 「計画」欄には、申請の際の額（変更の承認（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。

4 「補助金の交付の決定」欄中「年月日番号」欄には当初の交付決定の年月日、番号を記入し、「金額」欄には交付決定額（変更（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記入すること。

5 「補助金精算額」欄には、実施に係る補助基本額(N)に補助率(O)を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

保福第193号様式（第14条）

母子家庭、寡婦及び父子家庭奉仕員派遣事業実績調書

市町村名

[illegible]

[illegible]

北海道告示第419号

平成15年 3月18日

1 資格及び調達をする役務の種類

(1) 契 約 平成15年3月18日に一般競争入札の公告を行う医療扶助分析システムのデータ入力業務委託契約

(2) 資 格 医療扶助分析システムのデータ入力業務に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 医療扶助分析システムのデータ入力業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成15年3月18日の直前の納期限までの道税を滞納していないこと。
- (5) 平成15年3月18日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (6) 資本金は300万円以上であること。
- (7) ペリファイ機能を有するデータエントリー機器を4台以上有していること。
- (8) キーパンチャー要員数が6名以上であること。
- (9) データの漏えい、改ざん、滅失及びびき損を防止するための安全対策措置を講じていること。
- (10) 道が指定する記録媒体及び記録仕様で納品が可能であること。
- (11) 道庁近傍に事業所を有しており、その事業所に入力用プログラムを作成できるスーパーバイザーが常勤していること。
- (12) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成15年12月27日から平成16年1月4日まで以外の日で、道の指定する日に来庁し、受注又は納品ができる者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年3月18日から25日までの間にしな

なければならない。

- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道保健福祉部保護課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 826

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第420号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 調達をする役務の名称

医療扶助分析システムのデータ入力業務の数字の入力に係る1文字当たりの単価

イ

数

量

調達予定数量

25,684,000字

(2)

調達をする役務の仕様等

入札説明書による。

(3)

契 約 期 間

契約の日から平成16年3月31日まで

(4)

納 入 場 所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課

2

入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第419号に規定する医療扶助分析システムのデータ入力業務に関する資格を有すること。

3

契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課

4

入札執行の場所及び日時

(1)

入 札 場 所

札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁赤れんが庁舎2階第4号会議室

(2)

入 札 日 時

平成15年4月3日 午前10時

(3)

開 札 場 所

(1)に同じ。

(4)

開 札 日 時

(2)に同じ。

5

入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6

入札説明書の交付に関する事項

(1)

交 付 場 所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課

(2)

交 付 方 法

(1)の場所で交付する。

7

郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8

落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9

契約書作成の要否

要

10

そ の 他

(1)

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)

入札書の記載方法

入札は、数字の入力に係る1文字当たりの単価で記載すること。この場合において、単価は、小数点以下第3位まで記載すること。

(3)

入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(4)

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア

名 称

北海道保健福祉部保護課

イ

所 在 地

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 826

(5)

この公告の内容は予定であり、変更することも有り得る。

(6)

この入札の執行は、公開する。

(7)

詳細は、入札説明書による。

北海道告示第421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、訓子府土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。
平成15年3月18日

退 任 年 月 日	理 事・監 事 の 別	氏 名	住 所
平成15. 2.25	理 事	島 貫 健 治	常呂郡訓子府町字日出73番地
同	同	茂呂竹 新 一	同 字穂波225番地

北海道告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（滝上地区畑地帯総合整備［担い手支援型］（暗きょ、土層改良））事業の土地改良事業計画を定めた。
その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成15年3月19日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成15年3月18日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第423号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成15年3月19日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成15年3月18日

北海道知事 堀 達 也				平成15年 3月18日				北海道知事 堀 達 也			
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所		家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発 生 の 場 所	発 生 年 月 日		
竹 森	農免農道整備	北海道檜山支庁									
福 井	ほ場整備〔担い手育成型〕（区画整理、暗きょ、農業用排水）	北海道後志支庁									
倶知安中央	土地改良総合整備〔土づくり型〕（暗きょ、客土、農業用排水、区画整理、土壌改良、農用地保全）	同		ヨーネ病	牛	患 畜	2	紋別郡滝上町字滝上原野17線西1番地	平成15. 2. 5		
真 狩 南	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きょ）	同		同	同	同	2	河東郡士幌町字上音更西14線9番地	同		
真 狩 北	中山間地域総合整備（農業用排水、ほ場整備、暗きょ）	同		同	同	同	1	広尾郡大樹町字萌和181番地	同		
赤 井 川	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、区画整理、暗きょ、土層改良）	同		同	同	同	1	同 字拓進184番地	同		
丸 瀬 布	中山間地域総合整備（農道、農用地開発、暗きょ、農用地改良保全）	北海道網走支庁		同	同	同	1	登別市青葉町17番地2	同 15. 2. 6		
本 別	中山間地域総合整備（農業用排水、暗きょ、農用地改良保全）	北海道十勝支庁		同	同	同	1	中川郡幕別町字糠内406番地2	同 15. 2.13		
北海道告示第424号				同	同	同	2	広尾郡大樹町字下大樹198番地	同 15. 2.17		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、小清水町を行う土地改良（倉栄北地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。				同	同	同	2	根室市歯舞2丁目179番地	同		
その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成15年3月19日から20日間、一般の縦覧に供する。				同	同	同	1	天塩郡豊富町字徳満番外地	同 15. 2.18		
平成15年 3月18日				同	同	同	4	紋別郡滝上町字サクルー原野南3線57番地	同 15. 2.19		
北海道知事 堀 達 也				同	同	同	1	広尾郡大樹町字拓進250番地	同 15. 2.20		
北海道告示第425号				同	同	同	1	紋別郡白滝村字上白滝98番地の1	同 15. 2.24		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年3月7日、いわみざわ農業協同組合の行う土地改良（大願東地区基盤整備促進〔基盤整備〕（暗きょ））事業の施行を認可した。				同	同	同	1	根室市双沖2丁目145番地2	同 15. 2.25		
平成15年 3月18日				同	同	同	1	野付郡別海町中西別268番地の2	同 15. 2.26		
北海道知事 堀 達 也				北海道告示第427号				北海道知事 堀 達 也			
北海道告示第426号				漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があった。				その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、平成15年3月18日から15日間、一般の縦覧に供する。			
家畜伝染病が次のとおり発生した。				平成15年 3月18日				発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 加 入 区 名 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁			

業協同組合の名称			業協同組合の名称		
積丹郡積丹町大字神岬町18番地	野宮 靖夫	積 丹	積 丹 漁 業 協 同 組 合	業協同組合の名称	業協同組合の名称
同 余別町15番地	三浦 繁敏	同	同	業協同組合の名称	業協同組合の名称
小樽市張碓町111番地2	川崎 信一	小 樽	小樽市漁業協同組合及び 小樽機船漁業協同組合	業協同組合の名称	業協同組合の名称
同 高島1丁目7番13号	外崎 弘道	同	小樽市漁業協同組合及び 小樽機船漁業協同組合	業協同組合の名称	業協同組合の名称
北海道告示第428号			北海道告示第429号		
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。			入札保証金は、免除する。		
平成15年3月18日			6 入札説明書の交付に関する事項		
北海道知事 堀 達 也			(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業管理課		
1 入札に付する事項			(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。		
(1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量			7 郵便又は電報による入札		
パーソナルコンピュータ 4台（1月当たりの単価）			認めないものとする。		
(2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書による。			8 落札者の決定方法		
(3) 納 入 期 日 平成15年5月1日			北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第		
(4) 契 約 期 間 平成15年5月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範			1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価		
囲内で平成19年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが			格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。		
有り得る。			9 契約書作成の要否		
(5) 納 入 場 所 北海道水産林務部漁業管理課			要		
2 入札に参加する者に必要な資格			10 入札参加申込書の提出		
次のいずれにも該当すること。			入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。		
(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。			(1) 提 出 期 限 平成15年3月28日		
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。			(2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業管理課		
(3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。			11 そ の 他		
3 契約条項を示す場所			(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各		
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業管理課			号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。		
4 入札執行の場所及び日時			(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い		
(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目			ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す		
北海道庁本庁舎10階 水産林務部1号会議室			る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り		
(2) 入 札 日 時 平成15年4月4日 午前11時			捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課		
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。			税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の		
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。			105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。		
5 入 札 保 証 金			イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業		
			者であるかを申し出ること。		
			(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		
			ア 名 称 北海道水産林務部漁業管理課		
			イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目		
			電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 362		
			(4) この入札の執行は、公開する。		
			(5) 詳細は、入札説明書による。		

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達也

- 1 保安林予定森林の所 浦河郡浦河町潮見町20の2・30・37・38の1・39・40の1（以
在場所 上6筆について次の図に示す部分に限る。）、33、36
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第430号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 保安林予定森林の所 亀田郡恵山町字中浜74の9（次の図に示す部分に限る。）
在場所
- (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島

支庁経済部林務課及び恵山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林予定森林の所 浦河郡浦河町字上杵臼451の1（次の図に示す部分に限る。）
在場所
- (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第431号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除予定保安林の所 空知郡南富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
在場所
- 2 保安林として指定さ 水源のかん養
れた目的
- 3 解 除 の 理 由 鉱業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第432号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達也

株式会社奥山組 奥 山 尚	士別市東2条3丁目	般 - 14 上第800号	全部廃業	平成15. 2.27
有限会社寺谷建設 寺 谷 昇	富良野市栄町17番地	般 - 14 上第3199号	一部廃業 水道	同 15. 2.28
親 栄 電 気 新 歩 政 行	留辺蘂町字旭245番地	般 - 12 網第1978号	全部廃業	同 15. 2.13
有限会社伊藤工務店 伊 藤 忠 彦	穂別町字仁和629番地	般 - 13 胆第1471号	一部廃業 大工	同 15. 2. 7
有限会社高橋興業 高 橋 真由美	伊達市舟岡町321番地	般 - 14 胆第4267号	全部廃業	同 15. 2.12
株式会社田辺谷建材 田辺谷 勝 弘	苫小牧市明德町3丁目16	般 - 10 胆第3959号	同	同 15. 2.19
アメリカンビルダーズ株式会社 大 田 智 章	苫小牧市双葉町3丁目16	特 - 12 胆第3979号	同	同 15. 2.20
誠和産業株式会社 田 中 繁 之	苫小牧市日新町1丁目6	般 - 13 胆第3948号	同	同 15. 2.24
登別ガス協同組合 和 田 正二郎	登別市新栄町1番地	般 - 11 胆第4060号	同	同 15. 2.27
有限会社遠藤工務店 遠 藤 哲 男	弟子屈町中央2丁目10	般 - 11 釧第591号	同	同 15. 2.18

田 村 組 田 村 正 美	根室市月岡町1丁目4	般 - 12 根第292号	同	同 15. 2. 5
------------------	------------	------------------	---	------------

北海道告示第433号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達 也

1 路 線 名	長沼町道長沼新道線
2 工 事 区 間	夕張郡長沼町2980番1地先から 夕張郡長沼町548番3地先まで
3 工 事 の 種 類	改築
4 工事完了の日	平成15年3月25日

北海道告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名 区	間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
札 幌 夕 張 線	夕張郡栗山町字継立226番地先から 夕張郡栗山町字継立197番5地先まで	前	11.00mから 18.00mまで	478.00m	—	北海道札幌土木現業所
		後	11.00mから 18.00mまで	478.00m	—	
		後	19.00mから 26.00mまで	480.00m	—	
小 藤 沼 田 線	雨竜郡秩父別町字秩父別2010番41地先から 雨竜郡秩父別町字秩父別971番4地先まで	前	14.50mから 20.13mまで	553.32m	一般国道233号における9.93mの間	同
		後	17.36mから 37.33mまで	553.32m		

小樽定山溪線	小樽市朝里川温泉1丁目546番1地先から小樽市朝里川温泉2丁目国有林札幌営林署101林班23小班地先（後志支庁界）まで	前	19.25mから 230.75mまで	2,467.00m	—	北海道小樽土木現業所
	小樽市朝里川温泉1丁目546番1地先から小樽市朝里川温泉1丁目国有林札幌営林署1101林班地先（後志支庁界）まで	前	13.25mから 109.75mまで	2,413.86m	—	
	小樽市朝里川温泉1丁目546番1地先から小樽市朝里川温泉2丁目国有林札幌営林署101林班23小班地先（後志支庁界）まで	後	19.25mから 230.75mまで	2,467.00m	—	
	小樽市朝里川温泉1丁目546番1地先から小樽市朝里川温泉1丁目国有林札幌営林署1101林班地先（後志支庁界）まで	後	13.25mから 109.75mまで	2,413.86m	—	
倶多楽湖公園線	登別市登別温泉町133番1地先から 登別市登別温泉町262番地先まで	前	10.00mから 15.50mまで	1,083.10m	—	北海道室蘭土木現業所
		前	12.00mから 18.74mまで	1,214.50m	—	
		前	10.00mから 22.20mまで	1,089.53m	—	
		後	12.50mから 58.50mまで	1,214.50m	—	
		後	8.60mから 27.60mまで	1,089.53m	—	
		前	22.54mから 41.50mまで	400.00m	—	
旭川旭岳温泉線	上川郡東川町1148番1地先から 上川郡東川町615番15地先まで	後	22.54mから 64.50mまで	400.00m	—	北海道旭川土木現業所
		前	10.91mから 29.00mまで	162.55m	—	
ベペルイ中富良野 停車場線	空知郡中富良野町字中富良野1904番8地先から 空知郡中富良野町字中富良野1904番7地先（河川敷地）まで	後	10.91mから 31.00mまで	162.55m	—	同
		前	17.40mから 39.00mまで	211.59m	—	
夕張新得線	上川郡新得町西1条南4丁目4番17地先から 上川郡新得町本通南4丁目38番1地先まで	後	16.50mから 27.00mまで	211.59m	—	北海道帯広土木現業所
		前	16.00mから 42.00mまで	619.02m	一般国道275号 重複L=18.02m	
枝幸音威子府線	枝幸郡中頓別町字岩手69番10地先から 枝幸郡中頓別町字小頓別24番1地先まで	前	21.00mから 101.00mまで	583.28m	一般国道275号 重複L=10.79m	北海道稚内土木現業所
	枝幸郡歌登町毛登別1525番1地先から 枝幸郡中頓別町字小頓別753番地先まで	前	16.00mから 42.00mまで	619.02m	一般国道275号 重複L=18.02m	
	枝幸郡中頓別町字岩手69番10地先から 枝幸郡中頓別町字小頓別24番1地先まで	後	21.00mから 101.00mまで	583.28m	一般国道275号 重複L=10.79m	
	枝幸郡歌登町毛登別1525番1地先から 枝幸郡中頓別町字小頓別753番地先まで	後				

上 音 標 音 標 線 枝幸郡枝幸町音標441番1地先から
枝幸郡枝幸町音標193番1地先まで

前	14.50mから 41.00mまで	727.76m	一般国道238号 重複L = 16.60m	北海道稚内土木現業所
後	18.00mから 53.82mまで	727.76m	一般国道238号 重複L = 16.60m	
前	21.00mから 28.00mまで	598.22m	—	同
後	25.50mから 41.00mまで	598.22m	—	

北海道告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達 也		
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
道道 舞鶴追分線	千歳市泉郷289番8地先から 千歳市泉郷140番52地先まで	平成15. 3.20 北海道札幌 土木現業所

道道 清水大樹線	広尾郡大樹町字尾田848番2地先 から広尾郡大樹町字尾田536番4 地先まで	平成15. 3.18 北海道帯広 土木現業所
----------	--	---------------------------

北海道告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名	区 間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
遠 軽 安 国 線	紋別郡遠軽町東町4丁目3番1地先から 紋別郡遠軽町東町5丁目7番6地先まで	前	17.90mから 27.27mまで	1,012.12m	—	北海道網走土木現業所
		後	16.18mから 22.95mまで	1,012.12m	—	
富 武 士 佐 呂 間 線	常呂郡佐呂間町字北170番3地先から 常呂郡佐呂間町字北284番7地先まで	前	15.29mから 39.04mまで	476.18m	—	同
		前	18.62mから 31.81mまで	487.85m	—	
		後	18.62mから 31.81mまで	487.85m	—	
枝 幸 音 威 子 府 線	枝幸郡歌登町毛登別722番5地先から 枝幸郡歌登町毛登別1646番4地先まで	前	10.96mから 25.86mまで	884.40m	—	北海道稚内土木現業所
		前	20.00mから 41.20mまで	825.49m	—	

枝幸郡歌登町西町6794番地先から 枝幸郡歌登町西町118番51地先まで	後	20.00 m から 41.20 m まで	825.49 m	—
	前	14.50 m から 22.43 m まで	617.50 m	—
	前	14.55 m から 43.14 m まで	600.00 m	—
	後	14.55 m から 43.14 m まで	600.00 m	—

北海道告示第437号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達也

検査区域	検査期	日	検査の場所
えりも町	平成15年5月7日から8日まで		えりも町長の定める場所
雨竜町	平成15年5月13日午後		雨竜町長の定める場所
余市町	平成15年5月13日午後から16日午前まで		余市町長の定める場所
北竜町	平成15年5月14日午前		北竜町長の定める場所
秩父別町	平成15年5月14日午後		秩父別町長の定める場所
沼田町	平成15年5月15日		沼田町長の定める場所
妹背牛町	平成15年5月16日		妹背牛町長の定める場所
赤井川村	平成15年5月19日午後		赤井川村長の定める場所
深川市	平成15年5月19日から23日まで		深川市長の定める場所
仁木町	平成15年5月20日から21日午前まで		仁木町長の定める場所
古平町	平成15年5月21日午後から22日午前まで		古平町長の定める場所
奥尻町	平成15年5月22日		奥尻町長の定める場所
津別町	平成15年5月22日から23日まで		津別町長の定める場所
積丹町	平成15年5月22日午後から23日午前まで		積丹町長の定める場所
別海町	平成15年5月27日午後から30日午前まで		別海町長の定める場所
新冠町	平成15年5月28日		新冠町長の定める場所
日高町	平成15年5月29日午前		日高町長の定める場所
上富良野町	平成15年6月2日から3日まで		上富良野町長の定める場所
泊村	平成15年6月3日午後		泊村長の定める場所
様似町	平成15年6月3日から4日午前まで		様似町長の定める場所
根室市	平成15年6月3日午後から6日午前まで		根室市長の定める場所

	び10日午後から13日午前まで	
神恵内村	平成15年6月4日	神恵内村長の定める場所
中富良野町	平成15年6月4日	中富良野町長の定める場所
浦河町	平成15年6月4日午後から6日午前まで	浦河町長の定める場所
占冠村	平成15年6月5日	占冠村長の定める場所
共和町	平成15年6月5日から6日午前まで	共和町長の定める場所
南富良野町	平成15年6月6日	南富良野町長の定める場所
朝日町	平成15年6月10日午後	朝日町長の定める場所
由仁町	平成15年6月10日から11日まで	由仁町長の定める場所
下川町	平成15年6月11日	下川町長の定める場所
訓子府町	平成15年6月11日	訓子府町長の定める場所
風連町	平成15年6月12日	風連町長の定める場所
端野町	平成15年6月12日	端野町長の定める場所
長沼町	平成15年6月12日から13日まで	長沼町長の定める場所
和寒町	平成15年6月13日	和寒町長の定める場所
東藻琴村	平成15年6月13日	東藻琴村長の定める場所
栗山町	平成15年6月16日午後から18日午前まで	栗山町長の定める場所
清水町	平成15年6月17日午後から18日まで	清水町長の定める場所
岩内町	平成15年6月17日午後から20日午前まで	岩内町長の定める場所
栗沢町	平成15年6月18日午後から19日まで	栗沢町長の定める場所
芽室町	平成15年6月19日から20日午前まで	芽室町長の定める場所
南幌町	平成15年6月20日	南幌町長の定める場所
斜里町	平成15年6月24日午後から25日まで	斜里町長の定める場所
美瑛町	平成15年6月24日から26日まで	美瑛町長の定める場所
倶知安町	平成15年6月24日午後から26日午前まで	倶知安町長の定める場所
滝川市	平成15年6月24日午後から27日午前まで	滝川市長の定める場所

清 里 町	平成15年 6 月26日	清里町長の定める場所
小 清 水 町	平成15年 6 月27日	小清水町長の定める場所
奈 井 江 町	平成15年 7 月 1 日午後	奈井江町長の定める場所
鷹 栖 町	平成15年 7 月 1 日	鷹栖町長の定める場所
北 見 市	平成15年 7 月 1 日から 4 日まで及び 7 日から 11 日まで及び 14 日	北見市長の定める場所
浦 臼 町	平成15年 7 月 2 日	浦臼町長の定める場所
上 川 町	平成15年 7 月 2 日から 3 日まで	上川町長の定める場所
砂 川 市	平成15年 7 月 3 日から 4 日午前まで	砂川市長の定める場所
美 唄 市	平成15年 7 月 7 日午後から 11 日午前まで	美唄市長の定める場所
幌 加 内 町	平成15年 7 月 8 日	幌加内町長の定める場所
厚 沢 部 町	平成15年 7 月 8 日から 9 日まで	厚沢部町長の定める場所
美 深 町	平成15年 7 月 9 日	美深町長の定める場所
音威子府村	平成15年 7 月10日午前	音威子府村長の定める場所
中 川 町	平成15年 7 月10日午後	中川町長の定める場所
乙 部 町	平成15年 7 月10日から 11 日午前まで	乙部町長の定める場所
二 セ コ 町	平成15年 7 月15日午後	二セコ町長の定める場所
剣 淵 町	平成15年 7 月15日から 16 日まで	剣淵町長の定める場所
月 形 町	平成15年 7 月16日午後	月形町長の定める場所
蘭 越 町	平成15年 7 月16日から 17 日午前まで	蘭越町長の定める場所
北 村	平成15年 7 月17日午前	北村長の定める場所
北 檜 山 町	平成15年 7 月23日午後	北檜山町長の定める場所
愛 別 町	平成15年 7 月23日から 24 日まで	愛別町長の定める場所
夕 張 市	平成15年 7 月23日午後から 25 日まで	夕張市長の定める場所
今 金 町	平成15年 7 月24日	今金町長の定める場所
羅 臼 町	平成15年 8 月19日午後から 20 日まで	羅臼町長の定める場所
標 津 町	平成15年 8 月21日から 22 日午前まで	標津町長の定める場所
比 布 町	平成15年 8 月25日	比布町長の定める場所
当 麻 町	平成15年 8 月26日	当麻町長の定める場所
広 尾 町	平成15年 8 月26日午後から 27 日まで	広尾町長の定める場所
東 川 町	平成15年 8 月27日	東川町長の定める場所
門 別 町	平成15年 8 月27日から 28 日午前まで	門別町長の定める場所
大 樹 町	平成15年 8 月28日	大樹町長の定める場所
東 神 楽 町	平成15年 8 月28日午後から 29 日まで	東神楽町長の定める場所
平 取 町	平成15年 8 月28日午後から 29 日午前まで	平取町長の定める場所

美 幌 町	平成15年 9 月 1 日から 3 日まで	美幌町長の定める場所
島 牧 村	平成15年 9 月 2 日午後	島牧村長の定める場所
鹿 追 町	平成15年 9 月 2 日午後から 3 日午前まで	鹿追町長の定める場所
赤 平 市	平成15年 9 月 2 日午後から 4 日まで	赤平市長の定める場所
瀬 棚 町	平成15年 9 月 3 日	瀬棚町長の定める場所
新 得 町	平成15年 9 月 3 日午後から 4 日午前まで	新得町長の定める場所
大 成 町	平成15年 9 月 4 日午前	大成町長の定める場所
新十津川町	平成15年 9 月 9 日	新十津川町長の定める場所
江 差 町	平成15年 9 月 9 日から 10 日まで	江差町長の定める場所
芦 別 市	平成15年 9 月 9 日午後から 12 日まで	芦別市長の定める場所
中 標 津 町	平成15年 9 月 9 日午後から 12 日午前まで	中標津町長の定める場所
上 砂 川 町	平成15年 9 月10日	上砂川町長の定める場所
女 満 別 町	平成15年 9 月10日から 11 日午前まで	女満別町長の定める場所
歌 志 内 市	平成15年 9 月11日	歌志内市長の定める場所
置 戸 町	平成15年 9 月12日	置戸町長の定める場所
留 寿 都 村	平成15年 9 月16日午後	留寿都村長の定める場所
上 ノ 国 町	平成15年 9 月17日	上ノ国町長の定める場所
喜 茂 別 町	平成15年 9 月17日	喜茂別町長の定める場所
中 札 内 村	平成15年 9 月17日午後	中札内村長の定める場所
熊 石 町	平成15年 9 月18日	熊石町長の定める場所
更 別 村	平成15年 9 月18日	更別村長の定める場所
忠 類 村	平成15年 9 月19日午前	忠類村長の定める場所
真 狩 村	平成15年 9 月25日午後	真狩村長の定める場所
留 辺 蘂 町	平成15年 9 月25日午後から 26 日まで	留辺蘂町長の定める場所
京 極 町	平成15年 9 月26日	京極町長の定める場所
黒 松 内 町	平成15年10月 7 日午後	黒松内町長の定める場所
静 内 町	平成15年10月 7 日から 8 日まで	静内町長の定める場所
寿 都 町	平成15年10月 8 日から 9 日午前まで	寿都町長の定める場所
三 石 町	平成15年10月 9 日から 10 日午前まで	三石町長の定める場所

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条に規定する所在場所で行う定期検査の期日は、平成15年 5 月12日から11月 6 日までとする。

公

表

18日、公印の改刻について次のとおり公印台帳に登録した。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達也

1 改刻後の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	印影	寸法	使用開始年月日
北海道胆振支庁長印	北海道胆振支庁	納税証明用		方25ミリメートル	平成15.3.18

2 改刻前の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	寸法
北海道胆振支庁長印	北海道胆振支庁	納税証明用	方25ミリメートル

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第8条第2項の規定により、平成15年3月18日、公印の改刻について次のとおり公印台帳に登録した。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達也

1 改刻後の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	印影	寸法	使用開始年月日
北海道室蘭土木現業所長印	北海道室蘭土木現業所	一般文書用		方25ミリメートル	平成15.4.1

2 改刻前の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	寸法
北海道室蘭土木現業所長印	北海道室蘭土木現業所	一般文書用	方25ミリメートル

自治労函館環境衛生労働組合 執行委員長 横山 昭から、平成15年3月5日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達也

- 1 事件 (1) 賃上げ等の要求に関する係争
(2) その他の要求に関する係争
- 2 日時 平成15年3月19日午前8時30分以降本問題解決に至るまでの期間
- 3 場所 函館環境衛生株式会社において、自治労函館環境衛生労働組合の組合員が従事する全職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を行う。

道北バス株式会社 代表取締役 宗万 明ほか14社から、平成14年3月6日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達也

- 1 事件 私鉄総連北海道地方労働組合及びその支部等（道北バス、旭川電気軌道、士別軌道、宗谷バス、北見バス支部紋別分会、網走バス、十勝バス、拓殖バス、くしろバス、根室交通、道南バス、函館バス、定山渓鉄道、夕張鉄道、北見バス）が主張する賃金引上げ及び年間臨時給及びその他の要求に関する係争
- 2 日時 平成15年3月20日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間
- 3 場所 次の会社において、私鉄総連北海道地方労働組合の組合員が従事する全職場
道北バス株式会社、旭川電気軌道株式会社、士別軌道株式会社、宗谷バス株式会社、北紋バス株式会社、網走バス株式会社、十勝バス株式会社、北海道拓殖バス株式会社、くしろバス株式会社、根室交通株式会社、道南バス株式会社、函館バス株式会社、株式会社じょうてつ、夕張鉄道株式会社及び北海道北見バス株式会社

- 4 概 要 私鉄総連北海道地方労働組合及びその支部等が行う争議行為に対抗して事業所閉鎖等を行う。

北海道社会事業協会病院労働組合 中央執行委員長 横山久仁雄から、平成15年3月10日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成15年3月18日

北海道知事 堀 達 也

- 1 事 件 (1) 賃上げ等の要求に関する係争
(2) 勤務体制等の要求に関する係争
(3) その他の要求に関する係争
- 2 日 時 平成15年3月21日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間
- 3 場 所 次の事業所において、北海道社会事業協会病院労働組合の組合員が従事する全職場
北海道社会事業協会帯広病院、北海道社会事業協会函館病院、北海道社会事業協会小樽病院、北海道社会事業協会富良野病院北海道社会事業協会岩内病院及びとうや協会診療所
- 4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

支 庁 公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年3月18日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

1 業務概要

- (1) 業 務 名 とかちロケーションガイド作成事業（緊急地域雇用創出特別対策推進事業）
- (2) 業務内容 映画・テレビ番組等のロケーションを誘致する活動を行う際に役立つ映像資料集を作成することにより、市町村や地域づくり関係者など地域におけるロケーション誘致活動を効果的に促進し、十勝におけるロケの誘致や撮影の協力を行う団体（フィルム・コミッション）設立の支援及び機運の醸成を図るため、十勝管内における十勝ならではの自然、建物、街並み、観光、祭事、歴史、文化、産業などに関する映像資源を発掘、撮影し、写真等を選定の上、項目別に整理、分類、検索が可能なデータベースを構築し、複製が可能な形式により、DVD・ROMに保存した

画像・映像資料集を作成するとともに、DVD・ROMのデータを活用したホームページ発信用のデータベースを構築し、複製が可能な形式により、CD・ROMに保存した映像資料集等を作成する。

- (3) 履行期限 平成16年3月1日（月）

2 参加要件及び選定基準

(1) プロポーザルの参加要件

- ア 道内法人又は道内に営業拠点を有する法人であること。
- イ 映像や写真の撮影に関する経験と知識を有していること。
- ウ データベースのシステム設計に関する経験と知識を有していること。
- エ 消費税相当額を控除した総事業費に占める人件費の割合が、おおむね80パーセント以上確保できること。
- オ 事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が、おおむね75パーセント以上で、新規雇用者の1人平均の実労働日数（計画）がおおむね45日以上あること。

(2) プロポーザルの選定基準

- ア 業務遂行能力
実施体制及び実施スケジュールが妥当であること。
- イ 雇用計画への適合性
緊急地域雇用創出特別対策推進事業の諸条件に適合していること。
- ウ 写真及び映像の撮影
映像制作者の視点に立った撮影場所及び方法が妥当であることなど。
- エ システム及びデータ
検索の方法や画像の表示など映像制作者へのアピール度と利便性の高さが妥当であることなど。
- オ 検索分類項目
映像制作者が活用しやすい分類項目及び項目数が妥当であることなど。
- カ ホームページ登載用画像資料集のシステム及びデータ
画像の表示など利用者へのアピール度と利便性の高さが妥当であることなど。

3 手続等

(1) 担当部局

北海道十勝支庁地域政策部地域政策課

郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目

電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 2185

ファクシミリ 0155 - 22 - 0185

メールアドレス abe.takehito@pref.hokkaido.jp

(2) プロポーザル説明書の交付期間及び場所 ア 交付期間 平成15年3月18日（火）から31日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで） イ 交付場所 (1)に同じ。 直接交付する（郵送はしない。）。 (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法 ア 提出期限 平成15年4月1日（火）午後5時まで（必着） イ 提出場所 (1)に同じ。 ウ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。） (4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び方法 ア 提出期限 平成15年4月14日（月）午後5時まで（必着） イ 提出場所 (1)に同じ。 ウ 提出方法 持参に限る。 必要に応じてヒアリングを行う。 4 その他 (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 契約書作成の要否 要 (3) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。 (4) その他 ア 提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。 イ 詳細は、プロポーザル説明書によること。	14 給料月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、第3条及び第5条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の98.3を乗じて得た額とする。ただし手当の額及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第3条及び第5条の規定により定められた額とする。 15 管理職手当の月額は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、調整手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められた額とする。 附 則 （施行期日） 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。 （北海道企業職員退職手当規程の一部改正） 2 北海道企業職員退職手当規程（昭和42年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。 附則に次の1項を加える。 8 退職手当の算出の基礎となる給料月額は、北海道企業職員給与規程附則第14項の規定の適用がないものとした場合の額とする。																																						
<table><tr><td colspan="2">道 企 業 職 員 給 与 規 程</td></tr><tr><td colspan="2">北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。</td></tr><tr><td>平成15年3月18日</td><td>北海道公営企業管理者 西 川 昌 利</td></tr><tr><td colspan="2">北海道企業管理規程第1号</td></tr><tr><td colspan="2">北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程</td></tr><tr><td colspan="2">北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。</td></tr><tr><td colspan="2">附則に次の2項を加える。</td></tr></table>	道 企 業 職 員 給 与 規 程		北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。		平成15年3月18日	北海道公営企業管理者 西 川 昌 利	北海道企業管理規程第1号		北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程		北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。		附則に次の2項を加える。		<table><tr><td colspan="2">道教育庁宗谷教育局告示</td></tr><tr><td colspan="2">北海道教育庁宗谷教育局告示第7号</td></tr><tr><td colspan="2">次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</td></tr><tr><td colspan="2">なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</td></tr><tr><td>平成15年3月18日</td><td>北海道教育庁宗谷教育局長 及 川 英 夫</td></tr><tr><td colspan="2">1 入札に付する事項</td></tr><tr><td>(1) 調達をする物品等の名称及び数量</td><td></td></tr><tr><td>ア パーソナルコンピュータ 一式（74台分に係る1月当たりの単価）</td><td></td></tr><tr><td>イ パーソナルコンピュータ 一式（32台分に係る1月当たりの単価）</td><td></td></tr><tr><td>(2) 調達を要する物品等の仕様等</td><td>入札説明書及び要求仕様書による。</td></tr><tr><td>(3) 納 入 期 日</td><td>平成15年6月2日（月）</td></tr><tr><td>(4) 契 約 期 限</td><td>平成15年6月2日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、(1)のアにあっては平成21年5月29日、(1)のイにあっては平成20年5月30日を限度に当該契約期間を延長する</td></tr></table>	道教育庁宗谷教育局告示		北海道教育庁宗谷教育局告示第7号		次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。		なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。		平成15年3月18日	北海道教育庁宗谷教育局長 及 川 英 夫	1 入札に付する事項		(1) 調達をする物品等の名称及び数量		ア パーソナルコンピュータ 一式（74台分に係る1月当たりの単価）		イ パーソナルコンピュータ 一式（32台分に係る1月当たりの単価）		(2) 調達を要する物品等の仕様等	入札説明書及び要求仕様書による。	(3) 納 入 期 日	平成15年6月2日（月）	(4) 契 約 期 限	平成15年6月2日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、(1)のアにあっては平成21年5月29日、(1)のイにあっては平成20年5月30日を限度に当該契約期間を延長する
道 企 業 職 員 給 与 規 程																																							
北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。																																							
平成15年3月18日	北海道公営企業管理者 西 川 昌 利																																						
北海道企業管理規程第1号																																							
北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程																																							
北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。																																							
附則に次の2項を加える。																																							
道教育庁宗谷教育局告示																																							
北海道教育庁宗谷教育局告示第7号																																							
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。																																							
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。																																							
平成15年3月18日	北海道教育庁宗谷教育局長 及 川 英 夫																																						
1 入札に付する事項																																							
(1) 調達をする物品等の名称及び数量																																							
ア パーソナルコンピュータ 一式（74台分に係る1月当たりの単価）																																							
イ パーソナルコンピュータ 一式（32台分に係る1月当たりの単価）																																							
(2) 調達を要する物品等の仕様等	入札説明書及び要求仕様書による。																																						
(3) 納 入 期 日	平成15年6月2日（月）																																						
(4) 契 約 期 限	平成15年6月2日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、(1)のアにあっては平成21年5月29日、(1)のイにあっては平成20年5月30日を限度に当該契約期間を延長する																																						

- ことが有り得る。
- (5) 納 入 場 所 ア 北海道枝幸高等学校及び北海道豊富高等学校
 イ 北海道中頓別農業高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は(1)から(3)までに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成15年3月19日（水）から4月4日（金）まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097 - 8639 北海道稚内市末広4丁目2番27号
 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道稚内市末広4丁目2番27号 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 北海道稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎4階
 大会議室（郵送による場合は、郵便番号 097 - 8639 北海道
 教育庁宗谷教育局企画総務課）
- (2) 入 札 日 時 平成15年4月30日（水）午後2時（郵送による場合は、平成
 15年4月28日（月）までに必着のこと。）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。
- 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道稚内市末広4丁目2番27号
 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落 札 者 の 決 定 方 法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たり単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契 約 書 作 成 の 要 否
要
- 10 そ の 他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 097 - 8639 稚内市末広4丁目2番27号
 電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 3114
- (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- A . Nature and quantity of the products to be procured :
- a . Personal computer 74 1 set
- b . Personal computer 32 1 set

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., April 30, 2003 (If mailed, bids must arrive no later than April 28) C . Contact Accounting Division, General Affairs Department, Souya District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 4-2-27, Suehiro Wakkanai, Hokkaido, 097-8639, Japan Phone : 0162-33-2510 Ext. 3114	
道教育庁網走教育局告示	
北海道教育庁網走教育局告示第 5 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年 3 月18日 北海道教育庁網走教育局長 清 原 登志夫 1 入札を付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 42台× 1 校（ 1 月あたりの単価） パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 32台× 1 校（ 1 月あたりの単価） (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年 6 月 2 日（月） (4) 納 入 場 所 北海道滝上高等学校及び北海道佐呂間高等学校 (5) 契 約 期 間 平成15年 6 月 2 日から平成16年 3 月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成21年 5 月31日を限度に当該契約期間を延長することができる。 2 入札に参加するものに必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査	(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、 2 の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成15年 3 月18日から 4 月14日 イ 申 請 の 方 法 申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北 7 条西 3 丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道網走市北 7 条西 3 丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道網走市北 7 条西 3 丁目 北海道網走総合庁舎 2 階北海道教育庁網走教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号 093 - 8619 北海道教育庁網走教育局企画総務課） (2) 入 札 日 時 平成15年 5 月 6 日（火）午前10時（郵送による場合は、平成15年 5 月 2 日までに必着のこと。） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において、調達が予定されている物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名称及び数量（ 1 月当たりの単価） パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 42台× 3 校 (2) 予 定 時 期 平成15年10月ころ 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道網走市北 7 条西 3 丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第151

条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁網走教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北7条西3丁目
電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 3117

(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨

日本国及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

(6) この入札の執行は、公開とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

12 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured ;

a . 42 Personal computers 1 set

b . 32 Personal computers 1 set

B . Bid tendering date and time :

10 : 00 A. M., May 6, 2003

(If mailed bids must arrive no later than May 2)

C . Contact

Accounting Division, General Affairs Department, Abasiri Districk Bureau of Education, Hokkaido Government Nishi 3, Kita 7, Abashiri-shi, Hokkaido,

093-8619, Japan

Phone : 0152-44-7171 Ext. 3117

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月18日

北海道教育庁十勝教育局長 井 川 弘

1 入札に関する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 十勝管内道立学校消防用設備等点検業務（市部）

委託対象校及び消防用設備等

(ア) 帯広柏葉高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災報知器、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター

(イ) 帯広三条高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター

(ウ) 帯広緑陽高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災報知器、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター

(エ) 帯広工業高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター

(オ) 帯広農業高等学校

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災報知器、避難器具及び誘導灯・誘導標識

(カ) 帯広盲学校

消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯・誘導標識、自家発電設備及び消防機関へ通報する火災報知設備

(キ) 帯広聾学校

消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯・誘導標識、自家発電設備及び消防機関へ通報する火災報知設備

(ク) 帯広養護学校

消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災報知器、避難器具、誘導灯・誘導標識、自家発電設備、防火シャッター及び消防機関へ通報する火災報知設備 イ 十勝管内道立学校消防用設備等点検業務（北西部） 委託対象校及び消防用設備等 (ア) 音更高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター (イ) 上士幌高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター (ウ) 鹿追高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災報知器及び誘導灯・誘導標識 (エ) 新得高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び誘導灯・誘導標識 (オ) 清水高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災報知器、避難器具及び誘導灯・誘導標識 (カ) 芽室高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識 ウ 十勝管内道立学校消防用設備等点検業務（東部） 委託対象校及び消防用設備等 (ア) 幕別高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識 (イ) 池田高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識 (ウ) 本別高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター (エ) 足寄高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災報知器、避難器具及び誘導灯・誘導標識 (オ) 浦幌高等学校	消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター エ 十勝管内道立学校警備業務委託（南部） 委託対象校及び消防用設備等 (ア) 中札内高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター (イ) 更別農業高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、漏電火災報知器及び誘導灯・誘導標識 (ウ) 大樹高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識 (エ) 広尾高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災報知器、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター (オ) 中札内高等養護学校 消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災報知器、避難器具、誘導灯・誘導標識、自家発電設備、防火シャッター及び消防機関へ通報する火災報知設備 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで (4) 履 行 場 所 (1)のアからエまでに掲げる委託対象校による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 平成12年12月26日付け消防庁告示第24号本文 1 の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、上記 1 の(1)の消防用設備等の点検を行うことができる者を有しており、業務を安全・確実に実施するために3人以上の人員に従事させることができること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、政令第167条の5の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)のに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
--	--

- ア 申 請 の 時 期 平成15年3月18日（火）から26日（水）まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道十勝支庁4階教育局会議室
(2) 入 札 日 時 平成15年4月1日（火）午後1時30分
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便による入札

可（郵送による場合は、平成15年3月11日までに必着のこと。ただし、郵便により入札をした者は再度入札に参加することができない。）

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課学校管理係
イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札及び契約に関して、談合等の不正行為があった場合には、十勝教育局は契約を解除することができる。この場合において、十勝教育局は、その不正行為によって被った損害の賠償請求することができる。

(6) この契約に関して、売掛債権担保融資保証制度を利用しようとする場合における債権譲渡について、十勝教育局が適当と認めたときは、その譲渡を承諾することができる。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道人事委員会規則の左横書きの実施等に関する規則をここに公布する。

平成15年3月18日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則1 - 8

北海道人事委員会規則の左横書きの実施等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている北海道人事委員会規則（既に左横書きの形式を採っているものを除く。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きとすること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第2条 既存規則の形式は、次に定めるところにより左横書きとする。

- (1) 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- (2) 改正後規則における文字（符号を含む。以下この号において同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式を採っている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。
- （用字及び用語の整理）

第3条 既存規則中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 漢数字（次に掲げるもの及び2の項に掲げるものを除く。） ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの エ 概数を示すもの オ 数の単位として用いられているもの（表以外で用いられている万及び億並びに様式中の金額欄等で用いられている十、百及び千に限る。）	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、3けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表すなかてんはピリオドとする。）
2 号番号として用いられている漢数字（枝番号を除く。）	左右を括弧で囲んだアラビア数字
3 号を第1次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
4 号を第2次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
5 号を第3次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
6 表及び様式中その内容を細分するために用いられている片仮名及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
7 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
8 文面上の位置又は方向を示すために用いられている「左」、「右」、「上欄」又は「下欄」	それぞれ「次」、「上記」、「左欄」又は「右

	欄」
9 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
10 促音として用いられている「つ」又は「ツ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
11 外来語の一部で大書きにされている片仮名のうち小書きにすることが慣用されているもの（9の項及び10の項に掲げるものを除く。）	小書きした片仮名
12 傍点が付されている文字	傍点のない文字
13 「且つ」	「かつ」
14 「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
15 「の外」又は「外」（それぞれ直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	それぞれ「のほか」又は「ほか」
16 「あわせて」	「併せて」
17 「うえ」	「上」
18 動詞「こえる」（ある基準や数値を上回る意味で用いられている場合に限る。）の語幹「こ」	「超」
19 「すでに」	「既に」
20 「附」（附則、附属、附帯、附置及び寄附として用いられている場合の「附」を除く。）	「付」
21 動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
22 動詞「基く」の語幹「基」	「基づ」
23 「各号の一」	「各号のいずれか」
24 「本章」、「本節」、「本条」（各本条として用いられている場合の「本条」を除く。）、「本項」、「本号」又は「本表」	それぞれ「この章」、「この節」、「この条」、「この項」、「この号」又は「この表」
25 「当該各号に掲げる」（「次の各号に掲げる」等の表	「当該各号に定める」

現で示された区分に対応して用いられている場合に限る。）

2 前項の表3の項から6の項まで及び8の項の規定は、法令の条項等を引用する部分については適用しない。

3 前2項の規定によることが適当でないと認められるときは、人事委員会が定めるところによる。

（委任）

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の既存規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年3月18日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年3月18日に一般競争入札の公告を行う複写サービスの供給契約

(2) 資 格 複写サービスの供給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 複写サービスの供給

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成15年3月1日現在において、複写機の賃貸事業を営んでいること。

(6) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年3月18日から27日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第37号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年3月18日

北海道警察本部長 上原美都男

1 資格及び調達をする賃借物品の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年3月18日に一般競争入札の公告を行う自動丁合機及び平とじ機の賃貸借契約

(2) 資 格 自動丁合機及び平とじ機の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 賃借物品の種類 自動丁合機及び平とじ機

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成15年3月1日現在において、自動丁合機及び平とじ機の賃貸事業を営んでいること。

(6) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年3月18日から27日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第38号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月18日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 複写サービスの供給
(一式の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)

イ 調達予定数量 フルカラー 165,000枚（月平均15,000枚）
黒コピー 1,210枚（月平均 110枚）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年5月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納 入 場 所 北海道警察本部総務課印刷室

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道警察本部告示第36号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入 札 日 時 平成15年4月3日 午後2時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便による入札等

郵便による入札及び電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

すべての区分に応じた複写サービスの一式の入札金額（1月当たりの単価）及び1枚当たりの入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総価格（複写サービスの一式の入札金額（1月当たりの単価）及び各区分における1枚当たりの入札金額（単価）にそれぞれの月平均の調達予定数量を乗じて得た額の合計額に11を乗じて得た額）が最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第39号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年3月18日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃借物品の名称及び数量

自動丁合機及び平とじ機 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年6月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年5月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納 入 場 所 北海道警察本部総務課印刷室 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道警察本部告示第37号に規定する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (2) 入 札 日 時 平成15年4月3日 午後1時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便による入札等 郵便による入札及び電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課	税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 日本海まぐろ漁業連合海区 漁業調整委員会指示 日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号 北海道日本海沖合海域において、総トン数20トン未満の動力漁船（船外機を使用するものを除く。）により営むまぐろ釣り漁業（はえなわ漁業等を含む。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。 平成15年3月18日 日本海まぐろ漁業 連合海区漁業調整委員会会長 安 藤 善 則 1 操業の制限 次に掲げる海域においては、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ、まぐろ釣り漁業の操業をしてはならない。 (1) 宗谷海域 次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 基点第1号 宗谷岬灯台中心点 基点第2号 豊富町と幌延町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点 1 基点第1号から0度の線と北緯45度40.1分の線との交点 点 2 北緯45度40.1分の線と東経140度39.8分の線との交点 点 3 北緯45度0.1分の線と東経140度39.8分の線との交点 点 4 北緯45度0.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
---	---

- 点 5 基点第2号から261度30分の線と東経140度49.8分の線との交点
- (2) 留萌海域
次の基点第2号、点5、点6、点7、点8及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- 基点第2号 豊富町と幌延町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第3号 増毛、浜益両郡界と最大高潮時海岸線との交点
- 点 5 基点第2号から261度30分の線と東経140度49.8分の線との交点
- 点 6 北緯44度18.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
- 点 7 北緯44度18.1分の線と東経140度39.8分の線との交点
- 点 8 基点第3号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点
- (3) 石狩後志海域
次の基点第3号、点8、点9及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- 基点第3号 増毛、浜益両郡界と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第4号 島牧、瀬棚両郡界と最大高潮時海岸線との交点
- 点 8 基点第3号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点
- 点 9 基点第4号から297度30分の線と東経138度59.8分の線との交点
- (4) 渡島檜山海域
次の基点第4号、点9、点10、点11、点12、点13、点14及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- 基点第4号 島牧、瀬棚両郡界と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第5号 松前郡白神岬灯台中心点
- 基点第6号 青森県東津軽郡竜飛崎灯台中心点
- 基点第7号 松前町小島灯台中心点
- 点 9 基点第4号から297度30分の線と東経138度59.8分の線との交点
- 点 10 点11から270度の線と東経138度59.8分の線との交点
- 点 11 基点第7号から150度30分、14,000メートルの点
- 点 12 基点第7号から131度、17,000メートルの点
- 点 13 基点第5号から180度、10,000メートルの点
- 点 14 基点第5号と基点第6号を結んだ線の中心点
- (5) 武蔵堆海域
次の点4、点6、点15、点16及び点4を順次に結んだ線に囲まれた海域
- 点 4 北緯45度0.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
- 点 6 北緯44度18.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
- 点 15 北緯44度18.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

- 点 16 北緯45度0.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
- (6) 特定海域
次の点7、点8、点9、点15及び点7を順次に結んだ線に囲まれた海域
- 基点第3号 増毛、浜益両郡界と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第4号 島牧、瀬棚両郡界と最大高潮時海岸線との交点
- 点 7 北緯44度18.1分の線と東経140度39.8分の線との交点
- 点 8 基点第3号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点
- 点 9 基点第4号から297度30分の線と東経138度59.8分の線との交点
- 点 15 北緯44度18.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
- 2 制限期間
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- 3 操業期間
- (1) 1の(4)の海域
- ア 一本釣り漁業 5月1日から翌年1月31日まで
- イ はえなわ漁業 6月1日から翌年1月31日まで
- (2) その他の海域 7月1日から12月31日まで
- 4 操業の承認対象者
操業の承認対象者は、次のとおりとする。
- (1) 前年度において、この漁業の承認を受けて、まぐろ漁業を誠実に操業した者
- (2) その他委員会が特に事情やむを得ないと認めた者
- 5 承認をしない場合
次の事項に該当する場合は、操業の承認をしない。
- (1) 所属地区外の漁船を使用する場合又は所属地区外の者と共同経営を行う場合
- (2) 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (3) その他委員会が不適当と認めた場合
- 6 承認隻数の制限
1の(5)の海域における承認隻数は、350隻以内とする。
- 7 漁具の制限
はえなわの針数は、1隻につき500本以内とする。
- 8 承認対象海域
前年度において、委員会の承認を受けた操業海域の範囲内とする。ただし、委員会が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- 9 操業隻数の制限
1の(2)の海域のうち、次に掲げる海域内で操業できる漁船の隻数は140隻以内とする。
次の基点第8号、点17、点18及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた海域 基点第 8 号 初山別村と羽幌町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第 9 号 苫前郡苫前町古丹別川河口左岸 点 17 基点第 8 号から290度30分の線と東経141度30.8分の線との交点 点 18 基点第 9 号から270度の線と東経141度30.8分の線との交点 10 陸揚港 (1) 道内船の陸揚港は、次のとおりとする。 ア 申請者の住所を有する地区に面する海域で操業する者にあつては、3 港以内とする。 イ ア以外の海域にあつては、海域ごとにその海域に面する地区内の 1 港とする。 ウ 1 の(4)の海域に面する地区内以外の渡島支庁管内に住所を有する者は、その申請者の住所を有する地区に別に 1 港を認めるものとする。 (2) 道外船の陸揚港は、承認を受けようとする海域ごとにその海域に面する地区内に 2 港以内とする。 11 漁獲物の陸揚げ制限 漁獲物は、天災その他やむを得ない事情がある場合又は委員会が認めた場合を除き、陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 12 漁具標識の設置義務 操業の承認を受けた者は、漁具に標識（ボンデン）を付するとともに、当該承認船名及び所属漁業協同組合名を明瞭に表示しなければならない。ただし、ひき釣り及び一本釣りの場合は、この限りでない。 13 承認証の携帯義務 操業の承認を受けた者は、当該承認に係るまぐろ釣り漁業を操業するときは委員会から交付を受けた承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。 14 標識板等の掲示 操業の承認を受けた者は、標識板等を操業期間中、当該漁船の見やすい箇所に掲示しなければならない。 15 操業協定 (1) 1 の(5)の海域において操業しようとする者は、操業秩序の維持を図るため、操業開始前に、まぐろ釣り漁業を営む者と他種漁業を営む者の間で操業協定を締結しなければならない。 (2) その他の海域においては、まぐろ釣り漁業を操業しようとする者は、操業秩序の維持を図るため必要と認めるときは、操業協定を締結しなければならない。 (3) (1)及び(2)により、操業協定を締結したときは、これを遵守しなければならない。 16 船団編成 まぐろ釣り漁業の操業承認を受けた者は、船団を編成しなければならない。	17 漁獲成績報告書の提出 まぐろ釣り漁業の承認を受けた者は、当該漁業終了後30日以内に別に示す「様式」により漁獲成績報告書 2 部を委員会に提出しなければならない。 18 指摘事項の遵守 前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整上まぐろ釣り漁業の操業に関し必要な事項を指摘したときは、これに従わなければならない。 19 附則 この指示は、平成15年 3 月18日から施行する。 日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第 2 号 北海道日本海沖合海域において操業する、まぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定により次のとおり指示する。 平成15年 3 月18日 日本海まぐろ漁業 連合海区漁業調整委員会会長 安 藤 善 則 1 操業の禁止 北海道日本海沖合海域における、まぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業を禁止する。ただし、次に掲げる海域において操業する流し網漁業にあつては、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。 ア 次の点 1、点 2、点 3、点 4、点 5 及び点 1 を順次に結んだ線によって囲まれた海域 点 1 北緯44度55.1分の線と東経141度14.8分の線との交点 点 2 北緯44度55.1分の線と東経141度26.8分の線との交点 点 3 北緯44度43.6分の線と東経141度29.8分の線との交点 点 4 北緯44度40.1分の線と東経141度29.8分の線との交点 点 5 北緯44度40.1分の線と東経141度14.8分の線との交点 イ 神威岬正西の線以南の海域のうち、共同漁業権に係る漁場の区域を除く海域 2 制限期間 平成15年 4 月 1 日から平成16年 3 月31日まで 3 操業期間 (1) 1 に掲げる海域のうち、島牧、瀬棚両郡界から297度30分以南の海域 6 月 1 日から12月31日まで (2) 1 に掲げる海域のうち、島牧、瀬棚両郡界から297度30分以北の海域 7 月 1 日から12月31日まで
---	---

4 操業の承認対象者

操業の承認対象者は、前年度において委員会の承認を受けて、当該漁業を誠実に操業した者とする。

5 操業隻数の制限

- (1) 1のアの海域において、まぐろ流し網漁業の操業できる隻数は7隻以内とする。
- (2) 1のイの海域において、まぐろ流し網漁業の操業できる隻数は7隻以内とする。

6 陸揚港

陸揚港は、操業海域に面する地区内に2港以内とする。

7 制限又は条件

まぐろ流し網漁業の承認をするに当たり、次の制限又は条件を付ける。

- (1) 使用する流し網は、網の長さ12,000メートル以下でなければならない。
- (2) 使用する流し網の網目は、結節から結節までの長さが83.3ミリメートル以上でなければならない。

8 漁獲物の陸揚げ制限

漁獲物は、陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、天災その他やむを得ない場合又は委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

9 操業承認証の携帯義務

操業の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

10 標識板等の掲示

操業の承認を受けた者は、標識板等を操業期間中、当該漁船の見やすい箇所に掲示しなければならない。

11 操業協定

まぐろ流し網漁業を営もうとする者は、当該漁業を営む者の間及び当該漁業を営む者与其他種漁業を営む者の間で必要と認めるときは、操業上の協定を締結し、これを遵守しなければならない。

12 漁獲成績報告書の提出

操業の承認を受けた者は、当該漁業終了後30日以内に別に示す様式により漁獲成績報告書2部を委員会に提出しなければならない。

13 指摘事項の遵守

前各項に定めるもののほか、委員会が必要と認めて指摘した事項は、守らなければならない。

14 附則

この指示は、平成15年3月18日から施行する。

正 誤

○平成14年12月20日（第1427号）

公表（知事表彰の受賞者）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

115 右 29

誤 登 別 市 佐々木 貞 雄

正 登 別 市 佐々木 貞 夫